

加えて、二〇二〇年には四千万人、二〇三〇年には六千万人に訪日旅客を増加させるという政府目標の実現に向けて本邦航空業界も様々な取組を進めているところでございます。特に地方創生、すなわち訪日旅客の経済効果を地方に波及させるという点においては、航空ネットワークを活用し訪日旅客を地方へ誘客するために、訪日外国人向けの割安な特別料金を用意して、都市部だけではなく地方への訪問を動機付ける、また航空会社として、訪日需要そのものを喚起するため、JNTO、日本観光政府局等とともに海外において日本地方の魅力をPRする等、多種多様な取組を進めています。

加えて、観光産業というのは大変幅広い産業であり、我々のような輸送サービスはもちろんのこと、飲食や宿泊を始め小売、農林水産業など、様々な産業に影響が波及する極めて重要な産業であると考えております。少子高齢化などの影響で大幅な経済成長が難しいと予想されている中、今後の日本経済にとって観光産業の発展は不可欠です。もちろん、我々航空業界としましても、より一層の観光産業の発展、ひいては日本経済の発展に貢献をしてまいりたいと強く考えております。

さて、今申し上げましたように、ビザ発給要件の緩和を中心とする政府の外国人旅行者の訪日の促進施策によって順調に伸びてきた訪日旅客数ではございますが、今後更に訪日旅客数を増やすそうということで、空港を取り巻くハード・ソフト両面で様々な施策が必要だという状況も明らかになっております。これらの問題を解決し、日本が更に成長を遂げるためにも、観光産業を飛躍させることで新たな財源が必要だという話の中でこの国際観光旅客税が創設されるものと理解しております。また、利用者利便の向上に財源が活用されると伺っております。そして何よりも、当財源を活用した施策により訪日旅客が増加することは、

航空業界はもちろん観光産業全体にとって大変喜ばしいことであります。国際観光旅客税法案を成立させているところではございます。特に地方創生、すなわち訪日旅客の経済効果を地方に波及させるという点においては、航空ネットワークを活用し訪日旅客を地方へ誘客するために、訪日外国人向けの割安な特別料金を用意して、都市部だけではなく地方への訪問を動機付ける、また航空会社として、訪日需要そのものを喚起するため、JNTO、日本観光政府局等とともに海外において日本地方の魅力をPRする等、多種多様な取組を進めています。

定期航空協会としましては、昨年の夏に国際観光旅客税、当時は出国税と仮に呼ばれておりましたが、本税の創設の検討が始まつた初期の段階より、どういう形で観光財源を確保し、仮に税として徴収するのであれば使途をどのようにすることが望ましいかということを具体的に要望してまいりました。具体的に我々が国際観光旅客税の使途に關してこれまでどのような要望をさせていただきましたが、お話ししさせていただきます。それは、受益と負担の関係を明確にしていただきたいという一点に尽きます。つまり、負担者である国際旅客が被益する使途としていただきたいということです。

この要望については、二〇一七年十二月二十二日、観光立国推進閣僚会議において決定いたいた国際観光旅客税（仮称）の使途に関する基本方針等についてにおいて、受益者負担である旨を明らかにしていただきました。加えて、さきの参議院本会議において、国際観光旅客税の使途を規定する外国人旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案を可決していただきました。この点について、改めて先生方に御礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、この税をどう活用していくかということを改めて先生方に御礼を申し上げます。ありがとうございました。

航空業界はもちろん観光産業全体にとって大変喜ばしいことではあります。ただ考えております。加えて、来年二〇一九年にはラグビーワールドカップ、二年後の二〇二〇年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されており、これら国内で開催される国際的なイベントに対して訪日旅客を受け入れる体制を充実させることは必須であり、そのための財源の確保の必要性は理解できるものであります。

定期航空協会としましては、昨年の夏に国際観光旅客税、当時は出国税と仮に呼ばれておりましたが、本税の創設の検討が始まつた初期の段階より、どういう形で観光財源を確保し、仮に税として徴収するのであれば使途をどのようにすることが望ましいかということを具体的に要望してまいりました。具体的に我々が国際観光旅客税の使途に關してこれまでどのような要望をさせていただきましたが、お話ししさせていただきます。それは、受益と負担の関係を明確にしていただきたいという一点に尽きます。つまり、負担者である国際旅客が被益する使途としていただきたいということです。

これは具体的に申し上げますと、生体認証技術を活用したスマートエアポートの創設ということになります。この国際観光旅客税（仮称）の使途に関する基本方針等について示された、ストレ

スフリーで快適に旅行できる整備の環境、受益と負担の関係から負担者が納得を得られること、先進性が高く費用対効率が高い取組であること、そういう基本方針にも合致するものであると理解しております。

では、生体認証技術を活用したスマートエアポートの創設とは何かということをございます。が、これは、空港において国際線航空機に搭乗するまでのチェックポイント、すなわちチェックイン、荷物預け、保安検査場の入場チェック、出

港サービスの提供が可能になると考えておりま

す。この空港利用環境の実現は、訪日旅客のみならず、日本人出国者にも非常にメリットのあることだと考えております。加えて、訪日旅客の方々に

日本での空港は便利だ、ストレスがないと感じていただくことで、訪日リピーターも増やせるのではないかでしょうか。

現在、世界で最も先進的とされている空港の一つにシンガポールのチャンギ国際空港がございま

す。この空港は昨年、最新のターミナルがオープンいたしました。しかし、この最新ターミナルビルでも、各チェックポイントではパスポートを利用した旅客の本人確認を行っています。しかし

ながら、我々は、パスポートを使うことなく顔認証のみ、手ぶらで本人認証を行う空港利用環境の実現を要望しております。したがいまして、日本においてこれまで申し上げてまいりましたような

技術を活用した空港が実現すれば、政府が目指す観光先進国として、世界に誇る非常に先進的な空港サービスを世界の方々に提供することが可能にな

ると考えております。

こうした技術は、スマートなセキュリティ検査など先進的な空港サービスの実現を視野に、本

さて、今申し上げましたように、ビザ発給要件の緩和を中心とする政府の外国人旅行者の訪日の促進施策によって順調に伸びてきた訪日旅客数ではございますが、今後更に訪日旅客数を増やすそうということで、空港を取り巻くハード・ソフト両面で様々な施策が必要だという状況も明らかになっております。これらの問題を解決し、日本が更に成長を遂げるためにも、観光産業を飛躍させることで新たな財源が必要だという話の中でこの国際観光旅客税が創設されるものと理解しております。国際観光旅客税は、我々の要望も受けけていただきました。

また、この税をどう活用していくかということを改めて先生方に御礼を申し上げます。ありがとうございました。

年一月には、国土交通省、全国空港ビル協会、定期航空協会が合同で第一回空港イノベーション推進官民連絡会を開催させていただきました。官民連携した航空イノベーションの推進に、引き続き定期航空協会としても取り組んでまいりたいと考えております。

し上げます。光榮に存じております。
私は、明治大学公共政策大学院で、財政や税制、社会保障など公共政策の問題を研究し、主に社会人を対象に授業を行っています。新税の導入は公共政策の観点からも極めて興味深いテーマであります。

的税、特定財源は決して否定されるべきものではありませんが、過去の事例を見ると、現実には理論どおりには機能するとは限らないということが言えると思います。

た。それは、自動化ゲートができたおかげで多く利用者は自動化ゲートを活用していると、私自身は自動化ゲートは使わなかつたんですが、ほとんど並ばなかつたという状況でした。

他方、この使途として考えられている二番目と三番目の施策については、この法律の規定では、

また、お客様をストレスから解放するという意味においても、航空券に上乗せして徴税するオンラインチケット方式が合理的であると考えます。他国においてもオンラインチケット方式での徴収は事例がござりますし、徴収と納付において他国と同様の枠組みを活用することで、航空会社はお客様に御負担を強いることなく、特別徴収義務者として役割を果たすことができるのではないかと考えております。

資料に基づき、説明させていただきます。表紙の次のスライドを御覧ください。

これは、目的税、特定財源について一般論としてメリット及びデメリットを整理したものです。メリットといたしましては、受益と負担の関係が明確である、応益性にかなう。それから、厳しい財政事情の中で、また増税が難しい中で財源の確保に努力している。それから、増税について納税者への理解を得しむ。也行、ダメーション

光旅客税法には税金の用途などは規定されています。それは、長い法律名ですが、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律という、こういう別の法律に規定されているわけです。一般国民には、こう分かれているというのは非常に分かりにくいですね。

それから、同法の目的は、ここに書いてございまますように、幾つかあります。今回のこの税金は、国際観光振興施策に充てるということになつているんですが、この施策がこの目的の達成にどう寄

読んでいただけでは分かりますが、何でも含まれるわけですね。例えば政府の観光ビジョンを見てみると、いろんな施策が書かれています。例えば国立公園のナショナルパークとしてのブランド化、滯在型農山漁村の確立・形成、東北の観光活性化、民泊サービスへの対応、訪日プロモーションの戦略的高度化、観光教育の充実と、いろいろ書かれているわけですね。こうした無数の施策について必要性や費用対効果をどうやって評価して優先順位を付けるのか、それから、既に国や地方が

最後に、航空業界として政府にお願いしたい点を
を一点申し上げます。それは、税の導入に関する
周知を行つていただきたいということです。
やはり、税を負担されるお客様への周知とい
うものは大変重要であると考えております。特に
本税は、国内だけではなく、訪日を検討して
いる海外のお客様に対し、税が新設されたことや税額
等を周知し、全ての訪日旅客に御理解いただくな
どが必要でございます。この点に関して、日本を
含めた全世界的な広報活動について、航空を始め
とする事業者とともに、政府として税の導入まで
に十分な御対応をいただきたいと希望しております。

トといたしましては、必要性が低下しても制度が維持されるなど既得権益化しやすい。歳出全体で優先順位を考えないため、無駄な支出、費用対効果の低い支出となりかねない、財源があるから予算を使い切るインセンティブを与える。それから、応能性とは言えない。

するんですが、この旅客税がこの目的の達成にどう貢献され、まあ寄与されていることは想定されていますが、具体的にはよく分かりにくいた。いるんですけど、この法律が全体として想定している施策と、この旅客税の対象となる振興施策がどのような関係にあるのか、例えば同じなのか、包含されるのか、かということもよく分からぬわけです。目的そのものは否定しないわけですが、この国際観光旅客税による個別の施策がどのようにこの第一条の目的に寄与するのか、費用対効果が高いかをどうやって検証するのか、それから、いわゆるKPI、重要成果指標は何なのかというの、が、残念ながら政府の資料にはよく分かりません。

失敗例を作りたいため、それから、段階的に目標を達成するための施策といふのはあるわけで、それとどうやって区別するのかということは疑問に思うわけですが。

以上、本税を国に代わりましてお客様から徵収し納税する航空業界の立場を代表し、意見を述べさせていただきます。

が発覚されています。それから原油輸入石油製品等に課せられる石油石炭税につきましては、

次のスライドを御覧ください。
法律では、この国際旅客觀光税の使途は三つ規定されています。このうち、一のC I Qの充実に定められています。

人一積金を負担する全体の絶四害と想定されてい
ますが、日本人にとつては、例えば情報の取得で
あるとか、必ずしも恩恵が来るというわけではあ
りません。それから、外国人の場合も、観光で来

「ございました。
○委員長(長谷川岳君) ありがとうございます。
次に、田中参考人にお願いいたします。田中参
考人。

る、それから、毎年多額の石油税収入が一般会計から繰り入れられている一方で、石油安定供給対策費を中心に相当額の不用額が生じている状況が長期間継続して繰り返されている、こういった

去る二月、オーストラリアに出張する機会がありま
ざいました。シドニー国際空港を利用したんで
すが、早朝、シドニー国際空港に着いたときに、ほ
とんど待たなかつたんですね。昔、オーストラリ
アに住んでいたことがありまして、大本支那更
がんば

（参考人）田中豊司 本日は、国際舞台が多様化する中で、新税の導入に関する国会審議におきまして意見を述べる機会をいただきまして、深く感謝申

問題がお持ちされていなかったりして、
政府の資料では、行政事業レビューの活用、P
DCAの循環などを図るとしております。この目

朝に集中して、非常に長く待たされていたんでした。今回はほとんど待つことはありませんでした。

わけです。

最後のスライドになります。全体をまとめたいと思います。

第一に、財源確保に向けた努力、観光振興の必要性といったことは高く評価できると思います。

他方、政府の資料を見る限りは、この国際観光客税の負担者が納得できるような制度設計になっているか、残念ながらよく分からぬ。これは既に申し上げましたように、全てがそうだということを申し上げていてあるわけではありませんが、必ずしもそうとは言えないというふうに申し上げることで、できます。それから、一番大事なことなんですが、個別の具体策がこの目的達成に寄与しているか、あるいは費用対効果が高いのか、こうした点について不斷にチェックする必要があるといふことで、国会がその役割を果たす必要があるのではないかなどと思ひます。

補足しますと、国際観光旅客税は、理論としては評価できます。ただし、その実際の運用においては、これまでの目的税や特定財源の経験を踏まえると大きな懸念があるということが言えます。まだ実際に導入されているわけではありませんが、懸念については大体分かっているわけで、それに対する対策を講じる必要があるというふうに思ひます。税金は取りやすいところから取るところでは、これまでの国際観光旅客税が納税者の期待に応えられるよう対策を講じるべきであり、繰り返しになりますが、国会の監視機能が最も重要なとふうに考えております。

以上で私からの説明は終わりります。御清聴ありがとうございました。

○委員長(長谷川岳君) ありがとうございます。お忙しいところありがとうございました。

以上で参考人からの意見の聽取は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○三木亨君 今日は、お二人の参考人の方、大変

自由民主党の三木亨でござります。今日は、お二方に御質問させていただきたいと思います。

まず最初に、旅客と直接接する西尾参考人の方にお伺いさせていただきたいと思います。

今回の税の税率ですけれども、生成過程の上でふうに聞いておりますけれども、特に税の徴収の負担を減らすため、また納税の手間といふもの、これを減らすために定額ということに決まりました。この額が千円ということになっておりま

す。国際的に見ても非常にバランスが取れた金額であるような気が私はいたしておりますけれども、この千円という額をどのように評価されるのか、まずお聞きしたいと思います。

○参考人(西尾忠男君) お答え申し上げます。

まず、千円という金額についてどう考えるかと

いうことでございますが、他国の事例を見てもこ

の千円、また使途が適切であれば負担は、旅客需

要に与える影響は私は限定的であると思つております。むしろ、インバウンド増加に向かうな

取組を、需要にプラスができるんではないかと私は思つておりますので、またそういう使われ方も

重要だと思つていますので、私は千円は非常に妥

当な金額であり、旅客に与える需要は限定的であ

ると判断しております。

○三木亨君 ありがとうございます。

千円が高いか安いかというのは様々な事情、ま

たそれ各自の考え方にもようかと思いま

すので、額自体はどこで線を引くかが問題なの

で、実を言うとそれほど重要ではないかもしません。

もっと重要な、一番この税にとって重要なのは使途だというふうに考えています。この税を創設したことにして、観光基盤の強化また拡充といつたけれども、こういった目的の中、先ほど西尾参考人も使途について述べられましたが、この辺りをもう少し詳しくお述べいただきたいのと、この

ます。先ほどおっしゃつてあるように、非常に使途について曖昧な点があつて、その部分で受益と負担の関係が明確でない部分が出てくる、そういったところを明確にするためにも、どういった

ことこの税を、使途、使つていいのかとあります。私もそういふことは将来的に考えても十分

いうこと、これを二人の参考人にお聞きしたいと

思います。

○参考人(西尾忠男君) お答え申し上げます。

使途には何を希望するかということでございま

すが、受益者の負担の原則からすると、やはり出

國者の多い空港の環境整備、スマート空港等に還

元されることが私は望ましいと考えております。

以上でございます。

○参考人(田中秀明君) お答え申し上げます。

私も、まずはこのC-I-Qの充実にお金を使つべきだと思います。それから、その他の施策について全く否定するつもりはありませんが、やはり觀

光振興という目的を踏まえて優先順位を考えると

いうことが大事だと思います。

○参考人(田中秀明君) お答え申し上げます。

おつしやつてあるように、まずC-I-Q、これは

観光に限らず、出国されるビジネスの方、これに

とっても大変重要なことがありますし、また外国人

旅客者のアンケートを取つてみましても、日本で良かつたこと悪かつたこと、その悪かつたことの中の上位の方に、非常にC-I-Qで待たされてストレスがたまつたというような意見もござりますので、ここを充実していくことが非常に大事だと

いうことは私も同意見でござります。お二人もそ

ういった点に着目していただいているということ

でござります。

もう一つお聞きしたい、これ、田中参考人の方にお聞きをなさっておりまして、その中でも国際觀光旅客税について言及されております。その中で、例えば先ほども使途の部分でございましたけれども、様々な觀光施設の充実に使うのはよいとし

て、それは地方が負担すべき部分もあると、そ

いつた面で国税として旅客に負担させるのはいか

がかと、いうことでございましたので、その中で例え入湯税の超過課税やあるいは宿泊税の創設と

いうことも将来的に考えていいんではないかといふこと、こういったことを提言されておられます。私もそういふことは将来的に考えても十分

よいのではないかと思います。これは地方創生が広がつてまいりますし、また様々な使途の裾野が広がつてまいりますので、大変新しい考え方でよい

ことではないかと思います。

ただ、一点、これ、税の専門家の先生にお聞きしたいのですが、今、日本の觀光立國の中では民泊ということを非常にクローズアップして、これを推進していくこうとしております。例えば旅館で

あるとかあるはホテルであるとか、こういった旅館業法の中の國の中の宿泊施設であれば、微税といふことを非常に煩雜といいますか、幾つもの壁を乗り越えなければならない部分があるう

かと思います。

宿泊税の徵稅だけではなくて、例えば民泊で得た利益に対する徵稅というのも非常に今やりにく

い部分がござりますので、そういう意味では、二重にこの宿泊税を創設した場合の民泊からの徵稅というのは非常に難しい問題があるんではないかと思いますけど、その点、先生はいかがお考えでございましょうか。

○参考人(田中秀明君) 民間税調の取組に御関心を持っていただきまして、ありがとうございます。

委員おっしゃるよう、民泊と通常の旅館、ホテルへの宿泊をどう区別するんですかと、

はおっしゃるとおりだと思います。民間税調の提案は、言い訳になつてしまいますが、私が全てを

提案しているわけではありませんので、関係者の中で議論した上ででの提案になつております。した

がつて、私自身の意見と必ずしも一致するわけで

はないということを御理解いただきたいと思います。

いずれにしましても、公平性の問題は委員御指摘のとおりだと思います。

○三木亨君 ありがとうございます。

済みません、先生の御意見として私は受け取つてしましましたので、こういった質問をさせていただきました。

次に、まず基本的に立ち返りたいと思うんですが、お二方にこれはお聞きしたいと思います。

そもそもこの観光立国ということを日本掲げて、今、外国人旅客が二千八百万人、そして二〇

二〇年には四千万人という目標を掲げております。こういったことで例えば地方創生あるいは成長戦略につながる、こういった狙いがあるというのよく分かります。また一方で、日本に対する理解を進めるという意味でも大きな意味があると思いますが、お二方それぞれ、旅客と接する立場、また学問の立場、そういう立場から観光立

国といふものをどういう目で見ていらっしゃるのか、それをお聞きしたいと思います。

○参考人(西尾忠男君) 御質問いただき、ありが

とうございました。

まず、観光立国ということですが、やはり今、日本は少子高齢化ということで、自国内での消費等が停滞することも来しております。その中で、

まずは訪日外国人を導入し、その訪日外国人が都

市部だけではなく地方に環流していただいて、また地方でいいものを見付けていただけて、そのい

いものを自國に持ち帰つて、それが日本のプラン

になつて、さらに越境ECとかそういうものを通じて日本のものが、お客様が実際日本に来て見

ていただいて購入して、それが海外に輸出する、そういうような日本の産業も多くなつてきており

ます。

その中において日本を元気にする、そういったものが観光立国であり、さらにまたオリンピック・パラリンピックを通じて日本を理解していた

だく外国の方があつた、その方を更にリピーターと

して日本の国際的な認知度、これを高めることが我々は重要だと思っております。

以上でございます。

○参考人(田中秀明君) 私自身は観光の専門家で

はありませんが、諸外国等をいろいろ出張したり観光して感じるのは、それぞれやはり特徴がある

て、今、外国人旅客が二千八百万人、そして二〇

二〇年には四千万人という目標を掲げております。こういったことで例えば地方創生あるいは成長戦略につながる、こういった狙いがあるというのよく分かります。また一方で、日本に対する理解を進めるという意味でも大きな意味があると思

います。これがお聞きしたいと思います。

○参考人(西尾忠男君) 御質問いただき、ありが

とうございました。

まず、観光立国といふことを、やはり今、日本は少子高齢化ということで、自国内での消費等が停滞することも来しております。その中で、

まずは訪日外国人を導入し、その訪日外国人が都

市部だけではなく地方に環流していただいて、また地方でいいものを見付けていただけて、そのい

いものを自國に持ち帰つて、それが日本のプラン

になつて、さらに越境ECとかそういうものを通じて日本のものが、お客様が実際日本に来て見

ていただいて購入して、それが海外に輸出する、

そういうような日本の産業も多くなつてきており

ます。

その中において日本を元気にする、そういった

ものが観光立国であり、さらにまたオリンピック・パラリンピックを通じて日本を理解していた

だく外国の方があつた、その方を更にリピーターと

に、今後なし崩しで一般財源化していくんじやないかと、何にでも使えてしまうんじゃないのかという指摘が絶えないのであります。

そこで、まず田中参考人にお伺いをしたいんですけれども、先生がもしもこの、ちょっとむちやな質問かもしれないが、観光振興のための新税

を導入されるとなつたときに先生だったらどうさ

れるか。私はESTAのようなやり方が一番イン

バウンドからの受益負担という意味ではないん

じやないのかと考えているんですけど、先生はどのようにお考えでしょうか。

○参考人(田中秀明君) ESTAというのはアメリカの仕組みですね。そうですね、まずは、先ほど申し上げましたように、海外から来られるお客様さんが接するのはこのC.I.Qでございますので、そこが本当にスムーズにくかということは極めて大事だと思うんですね。

ただ、残念ながら、成田とか羽田、私自身が利用するときに、海外から来る、分かれていますね、そのときに海外から来られるお客様さんは結構並んでおられますので、そうすると、やはり日本へ来た最初の印象が悪くなりますので、そこの部分につきましては受益と負担の関係がそれなりに明確だと思いますので、まずはそうした分野にこの新しい税を優先的に使うということが求められているのではないかと考

えます。

○川合孝典君 ありがとうございます。民進党の川合孝典と申します。

両参考人には貴重なお話をいただきまして、誠にありがとうございました。

○三木亨君 ありがとうございます。終わります。

○参考人(西尾忠男君) おはようございます。民進党の川合孝典と申します。

両参考人には貴重なお話をいただきまして、誠にありがとうございました。

○三木亨君 ありがとうございます。終わります。

○川合孝典君 おはようございます。民進党の川合孝典と申します。

両参考人には貴重なお話をいただきまして、誠にありがとうございました。

○三木亨君 ありがとうございます。終わります。

○川合孝典君 ありがとうございます。民進党の川合孝典と申します。

両参考人には貴重なお話をいただきまして、誠にありがとうございました。

○三木亨君 ありがとうございます。終わります。

○川合孝典君 ありがとうございます。民進党の川合孝典と申します。

両参考人には貴重なお話をいただきまして、誠にありがとうございました。

○三木亨君 ありがとうございます。終わります。

思いますが、もう外国人にいろいろインタビューをしたりアンケートを取るといった、そういうことを何を達成するのかと、それをやはり、しかも最も重要な一つ、二つ、三つ、そのぐらいの成果を考えて、そのとおりいついるかどうかという

ことを不斷にチェックする。あるいは、もしそうした目標が必ずしも適切ではないということであれば指標を入れ替えていくと。そういう不斷の正解がないわけですね、必ずしも。そういうときには不斷に検証してその有効性、妥当性というのを評価していく、そうした取組が必要だと思いま

す。

○川合孝典君 どうもありがとうございます。

では、続きまして、西尾参考人にお伺いをさせ

ていただきたいと思います。

いろいろとお話を頂戴しました中で、スマートエアポート化ということをおっしゃつておられました。もちろん、ストレスフリーに出入国ができる

ところは非常に重要なことだと、とは考えておる

るんですけど、私、観光全体として捉えたとき

に、出入口が非常にストレスフリーになるとい

うのも重要なことはあるんですが、そもそも外

国人観客が日本に来たいと思っていただくことが

ありますけれども、私は、観光全体として捉えたとき

に、出入口が非常にストレスフリーになるとい

うのも重要なことはあるんですが、そもそも外

国人観客が日本に来たいと思っていただくことが

あります。

○川合孝典君 もう一つ続けて田中参考人にお伺

いしたいんですけども、費用対効果の検証が非常に難しいということを繰り返し御指摘されてお

られます、私もそのように思つておるんですけど、費用対効果の検証をこの新税を導入した上で行う

うございました。

○参考人(田中秀明君) 御指摘のようになかなか

思つておるんですけど、他方、今回の法律を見てお

りますと、先ほど田中参考人がお話しされました

とおり、受益と負担の関係がきちんとしないとい

うふうなことなんですが、最も重要な成果

を測る指標は何かと。もちろん、簡単ではないと

思いますが、もう外国人にいろいろインタビューを

したりアンケートを取るといった、そういうことを何を達成するのかと、それをやはり、しかも最も重要な一つ、二つ、三つ、そのぐらいの成果を考えて、そのとおりいついるかどうかとい

うことを不斷にチェックする。あるいは、もしそうした目標が必ずしも適切ではないということであれば指標を入れ替えていくと。そういう不斷の正解がないわけですね、必ずしも。そういうときには不斷に検証してその有効性、妥当性というのを評価していく、そうした取組が必要だと思いま

す。

○川合孝典君 どうもありがとうございます。

では、続きまして、西尾参考人にお伺いをさせ

ていただきたいと思います。

○川合孝典君 どうもありがとうございます。

では、続きまして、西尾参考人にお伺いをさせ

ていただきたいと思います。

裏側まで回って行こうと思える國かどうかという意味では、まだまだいわゆる受皿がきちんと整備されていない状況なのではないかと思つておりますが、ヨーロッパ、アメリカからの観光客を誘致する上でどういったことが必要だとお感じにならぬいるか、お教えください。

○参考人(西尾忠男君) 御質問いただき、ありがとうございました。

おおしゃるとおり、今現在、近隣アジアの方のお客様が多いというのは、やはり航空運賃、滞在日数が短いということで、どうしてもそういうお客様はいわゆる都市部を中心としていくことになつております。一方で、ヨーロッパ若しくは北米等からの場合は、当然それなりに旅費も掛かりますし、滞在日数も多くなつております。

では、そういうお客様をどう日本に誘致するのか。これは今、観光庁、政府共に日々日本の魅力を発信する試みをやつておりますが、ただ、魅力の発信というよりも、私は重要なのは、やはり高いお金を払つて時間かけて日本に来る、そういういたコンテンツづくり、若しくは、ここに来たらこのいうストーリーがあるんだという、そういうストーリーをしっかりとお見せする。例えば世界遺産のところですけれども、グリーン・ミシュランに登録されている、そうすると、わざわざそこのコンテンツに入る価値があるということを彼らは認識して來ると思います。

そういつた日本観光における、今まで量的なところ、質的なところもありましたが、どちらかといふと量的なところにあつたんですが、今後やつぱり欧米、北米については質的なところ、特に私は、こういう観光旅客税等を使いながら、そういう日本のいいところのストーリー、コンテンツ、これをしっかりとつくりつけて発信していく、こういうことが重要ではないかと思つております。

○川合孝典君 ありがとうございます。

続けて質問させていただきたいと思いますが、外国人観光客が、地方ですね、世界遺産も含めて、観光地に行かれたときにネットになるのが言

葉の壁だとよく言われるわけですが、何と申しますか、海外の観光地は、ともかくいわゆる

観光地を徹底的にマネタイズしていると申しますが、ともかく誘致するためには様々な努力をし、サービスを行い、イベントをやりといったようなことを積極的に取り組んでいらっしゃるわけです。

が、日本の場合には、そういう観光地における外国人観光客へのサービスだと案内というものが非常に弱いというふうに認識しております。本

来であれば、人材育成とか、いわゆる観光人材の育成も含めときちんとやらなければいけないんじやないのかと私は思つておるんですが、その点についてどう御認識されていますでしょうか。

○参考人(西尾忠男君) 観光人材並びに地方のところですが、おおしゃるとおりでございます。やはりそこが課題になつておりますが、外國の方が来られるとしても引いてしまう観光地もあると思います。まさにそれは、たくさんの中の外國人が来ることによって、やはり慣れ、学習というのも重要であると思つております。

そういう点では、国、地方自治体若しくは観光協会主体となつてそういう勉強会等もすることも重要だと思っていまますし、若しくは、昨今のいわゆるIT技術、IoTの発達によりまして、簡易翻訳機とか、いわゆる言つたことがすぐに理解できる、そういうインフラも非常に進んでおります。

そういう人たとテクノロジーの組合せによって、そういう観光イノベーションが生まれるのではないかと私は思つております。

○川合孝典君 ありがとうございます。

いろいろ聞きたいことはあつたんですけども、時間が参りましたので、これで終わります。どうもありがとうございました。

○宮崎勝君 公明党の宮崎勝と申します。

両参考人の方には、貴重な御意見、大変にありがとうございました。

の税がそつしたところに大変役に立つということでお話がありました。それに関連してお伺いした

いんですですが、確かにこのインバウンドの急拡大であるとか空港の二十四時間化とか、航空会社間の競争も激しくなつてゐるということもあるかと思

いますけれども、その一方で、空港に着いたお客様の空港内での輸送であるとか、あるいは手荷物や貨物の積卸しとか、そういう空港を裏方で支え、専門用語で言うとグラウンドハンドリングとい

うんですけど、その業務が現場は大変厳しい状況にあるということもお伺いしております。今回の新税によつてCITとかは高度化され、そこがスムーズになるということで、ストレスフリーのそういう空港になつていくことが期待されるわけでござりますけれども、グラウンドハンドリング業務というのが、そこもきちっと高度化しないかと結局は滞つてしまふのではないかと思つて、そういうことも懸念されるのではないかと思つております。

その労働環境も大変厳しいというふうに聞いておりまづけれども、この現状と、それからこうした分野に対する取組といいますか、また国からの支援を求めることがあれば御意見を伺いたいと思いますけれども、いかがでしよう。

○参考人(西尾忠男君) 御質問ありがとうございます。

そういう人たとテクノロジーの組合せにておりまづけれども、この現状と、それからこうした分野に対する取組といいますか、また国からの支援を求めることがあれば御意見を伺いたいと思いますけれども、いかがでしよう。

○参考人(西尾忠男君) 御質問ありがとうございます。

おおしゃるとおり、今、空港のいわゆるグラウンド作業をやつてゐる現場、これはやはり人手不足は一つの問題となつております。やはり、こういった分野におきまして、いわゆる今、国を主体としまして航空イノベーションといふものに積極的に取り組んでおりまして、どのように自動化をしてそういう労働集約的なものがいわゆる機械に代わるか、そういうところをやつております。例えは荷物の積卸し等につきまして、こういったコンテナに荷物を詰めるんですが、こういったところをロボットが詰められないかとか、そういう実証実験をできないか。あと、例えは空港のランプを走るバスですね、こういうバスについても、運転する方がいなくて無人で行くことができるか。そういうところについて、今様々なことでAIに置き換わることができないか、若しくはテクノロジーに代わることはできないかということを実証実験しております。

もう一点、西尾参考人にお伺いしたいんですが、今回の新税はどちらかといふとインバウンドの方々の増大への対応ということが中心になつているかと思ひますけれども、出国客の四割は日本人が占めているということで、やはりアウトバウンドへの支援というところは、情報提供とかはありますけれども、もう少しそうした出国する日本人の対する支援というんでしょうか、その受益どんでも、もう少しそうした出発する日本の方々の増大への対応といふことが中心になつているかと思ひますけれども、このアウトバウンドへの支援ということについてお考えがありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○宮崎勝君 ありがとうございます。

もう一点、西尾参考人にお伺いしたいんですが、今回の新税はどちらかといふとインバウンドの方々の増大への対応といふことが中心になつているかと思ひますけれども、出国客の四割は日本人が占めているということで、やはりアウトバウンドへの支援というところは、情報提供とかはありますけれども、もう少しそうした出発する日本の方々の増大への対応といふことが中心になつているかと思ひますけれども、このアウトバウンドへの支援ということについてお考えがありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○参考人(西尾忠男君) まさにアウトバウンドのところでござりますが、こゝにつきましても、先ほど言つた航空のストレスフリー並びにスマートエアポート、これが私は一つ大きな鍵になつてゐると思います。

お客様の声というのを見させていたゞくところ連れ四人が旅行するときに、特に子供さんの方ですね、チケットインするときにパスポートと航空券出して、それで今度セキュリティ修行と空港券を出します。ときには航空券とパスポート出して、イミグレーションのときに航空券とパスポート出して、そうすると一回一回そのパスポートと航空券をかばんにしまつたりなんかすると、子供がいると、お父さん一人がやらされるとどこにしまつたか分からなくなつちやつて大変苦労するという、そ

いつた面があつて海外旅行はもう面倒だと、しま
いにはゲートに行つたらまたパスポート出してま
た航空券出してと、そしてさらには搭乗券も
ありますから、三つ出したりするのも非常にやや
こしいということで、それがストレスになつて旅
行しないという、何とかしてくれといふ御意見も
ありますので、そういつた、やはり出国するとき
も、そういうストレスフリーな環境があるあるとい
ふことは、若しくはそういう言語対応等もあること
は、私はアウトバウンドの効果に資するものでは
ないかと思つております。

○宮崎勝君 次に、田中参考人にお伺いしたいと
思つております。

実は先日、私も本会議で質問をさせていただい
たんですが、一つ、先ほど三木理事からお話を
ありましたが、税額が千円ということの妥当性と
いうことなんですねけれども、麻生財務大臣は、一
つは、航空会社等が公平で円滑な徴収のためには
税額が切りのいい一律の数字であることが望まし
いといふことと、それからもう一つ、訪日旅行需
要への影響や今後必要となる財政規模等を勘案し
て千円としたといふに御答弁はいただいたん
ですけれども、この税額が千円であることについて
、参考人のお考えをお聞かせいただければと思
うんですけど。

○参考人(田中秀明君) 合理的にこの千円の妥当
性を説明することは、これは難しいと思います。
最後はもう割り切りということで、最初の導入と
しては、正直言えば千円はそれなりに妥当なところ
かなと。ただし、合理性があるかといふに
言われば、そこはもう最終的には政府あるいは
政治的な御判断だといふに理解しております。

○宮崎勝君 もう一点、田中参考人にお伺いした
いのですが、日本人に課税をするということでお
ざいますけれども、先ほど参考人からもたしかそ
れに関連したお話があつたかと思うんですけれど
も、C I Qが円滑になるといふことは日本人にい
つても大きなメリットだと思いますのでそれ

</div

世界の、そういう層の人たちから一定の少額の税をいただいて、それを、今本当に世界中で、今日あした、何万人死んでいるわけですよね、そういうう貧困の子供たちのために使うと。こういう再分配、国から国への再分配、富裕層から貧困層への再分配と、こういうこととグローバルタックス論が一緒になつて私たちはこの国際連帯税を議論してきたわけですね。それを簡単に、受益と負担の関係が不明確だから強く強く航空券連帯税に反対しますと。ちょっとと考え方違うんじゃないとか思ふんですけど、いかがですか。

○参考人(西尾忠男君) 國際觀光連帶税のところ
でござります。

今回、国際観光連帶税を認めるに当たっては、

何が変わったのか、今回。観光客から、入出国する人からそういうものを取つたら、連帯税ですよ、連帯税のとき、取つたら観光推進を阻害すると言つてきたじゃないですか。今回、これ同じじゃないですか、その点では。何で今回は阻害しないんですか。

テナンスに費用が掛かっていく。あともう一つは、最初はいわゆる旅客流動の多い大空港でやつておりますが、今、地方空港においても、外国人を運んでくる航空会社がほぼ日本の地方空港にも入つております。そういう中においては、そういう整備を進めていくことにおきましては、いわゆる大空港から地方への拡大、なおかつ、一回展開しますと、そういうゼキュリティーとかそういうもののいわゆる進化、バックアップ、そういうしたものに対しても費用が掛かってくると思いまして、そういうことを使うということを御説明したいと思います。

もう一つ、田中参考人にお聞きしたいんです
が、受益と負担を一致させるということでござい
ましたけれども、負担というのは別にお金だけ
じゃなくて、観光客が増えると負担が増えれる人も
いるわけですね。別にお金を払わない、すなわ
ち、例えば今京都が話題になつて、いますけれど
も、京都の住民がえらい迷惑をしているとか、そ
れから私も日本人観光客というのはやつぱり迷
惑するわけですよ、正直言つて。なぜかという
と、やっぱり静寂な環境もなくなるし、ホテル代
は高くなるし、なかなか宿は取れないしといふこ
とで、ですから、日本人というのは負担者じゃな
いか、一般国民ですね。となると、ここで上がつ

支援を目的としていると私は伺つております。発展途上国の支援になぜ訪日外国人旅客を含めた国際航空旅客が負担するのかといったところは、受益と負担が不明瞭であるということで強く反対しております。今回の国際観光旅客税は観光立国実現のために使われていると、そういうことが明確であるということで、我々はこれは明確であるから賛成している、そういう内容でござります。

○大門 実紀史君 人の話 全然聞いていないですね。今申し上げたでしょう、考え方を。そういう考え方だから、そういうふうな単純な受益と負担を考え方

○大門実紀史君 ですから、その最初から受益と負担がはつきりしていないと言っているんですね。だって、ビジネスで来て、行く人がなぜ日本への観光にお金使うことに、自分が取られて、どう納得するんですか。田中先生言わされたように、一定のところはそれは受益と負担の関係がはつきりすると思うんですけどね。別に今日は参考人質疑なので、余り言っちゃあれなんでしようけど、もうちよつときちつと考えて物を言つてもらいたいですね、団体としては。

それで、田中参考人にお聞きしたいんですけれども、この税金というのは元々目的税化しないで、これだけ財政が赤字なんですから、一般税収、単なる一般税収とした方がよろしくはないんじゃないのかなという気もしてしまってね。

その点、田中参考人にお聞きしたいんですけれども、この税金というには減るんじやないかと思つて、全体で考えるとかなり将来的には減るんじやないかと思うんですね。ということを考えますと、先ほど田中参考人がおっしゃったように、必要性が低下しても制度が維持されるなど既得権益化しやすいというデメリットの方が大きくなるんじやないのかなという氣もしてしまってね。

○参考人(田中秀明君) そうですね、考え方とし
ては十分あると思います。ただ、先ほども申し上
げましたように、観光に関する政策というのはい
ろいろ考えられる、それから観光ビジョンでも
様々な施策が提案されているわけですが、限られ
た財源をどうやって優先的に配分するかと、まさ
にそこの判断あるいは基準をどう考えるかという
ことに掛かってくると思ひます。

の議論をしてきたわけじゃないんですよ。もつと勉強してほしいのね、そういうことを。仮にも定期航空協会ということでやっているんだつたら、そう簡単に、軽々に物を言うべきじゃないですよ。きちっと勉強してから、世界のグローバルタックス論とか勉強してから物を言ってほしいと。今後のこともありますから、私たちの活動の最大の障害になつていてるんだから、定期航空協会が、本当にほつきり言つて。きちっと勉強してから堂々たる議論をやりましょうよ。

○藤巻健史君 日本維新の会の藤巻です。よろしくお願いいたします。
まず、西尾参考人にお聞きしたいんですけども、スマートエアポートということで顔認証システムを導入する、これは確かにやるらしいと思うんですけども、これってワンショットのお金じゃないかと思うんですが、これ導入した後というのは維持費が下がるんじやないんでしょうか。
○参考人(西尾忠男君) 御質問ありがとうございます。

いかという考え方もあるんですが、いかがでしょ
う。
○参考人(田中秀明君) そうですね、もちろん考え方としては一般財源として導入するという考え方の方はございます。これは、いずれにしろ、国民それから国会で御審議して決める、最後は御判断の問題だと思います。

○藤巻健史君 そうですね、確かに、ちょっとと金額は忘れましたけど、経産省とか農林省とか観光税化の歳出の方をもう既にかなり予算で計上しているわけで、また一千億ぐらいですかね、この税金を観光促進に使う必要があるのかなという疑惑

○藤巻健史君 ちょっとと西尾参考人にお聞きする
のが正しいのかどうか分かりませんけれども、今
聞いてみると、やっぱり先ほどの顔認証システム
ぐらいしか日本人に対する受益が余りないような
気がするんですが、だとするとならば、今後余りパ
スポートは必要ないなんてことをおっしゃってい
ましたけれども、日本人のパスポート発行代金を
ただにするとか、そのようなことで日本人に受益
を還元するというか、受益を与えるというような
ことは考えられないでしようかね。
○参考人(西尾忠男君) パスポートのところに限定
が多分空港のスマートエアポートのところに限定

されていると思うんですけれども、やはりこの一番のところは、日本が観光先進国になるための財源であると私は思つております。

そういったために、やはり日本の中で一番重要なのは地方創生で、これから今二千万人が四千万人、四千万人は六千万人になると、いわゆる二倍、三倍の訪日外国人が来たときにはどう受け入れるか。こういった問題になると、都市部ではおのずと限界があります。そこを今、國の方で民泊とかいろんなものをやつて、いかに地方にいわゆる外国の方を波及して、そして地方の方も、今過疎とかそういうところで困っています。そういう中において、実際地方に来ていただいて、農業体験していただいて、いろんなお寺の体験、そういうことをすることによって地方も元気になつてくる。そういうところでは、もう少し私たいたい方の観光の、立体的な観光の仕組みを考えています。

○藤巻健史君 田中先生だったと思います、田中先生のレポートに税金を負担する人の約四割は日本人だというふうに書いていらっしゃいますけれども、まさに日本人の受益が余りにも少ない、だったらば、パスポート発行をただにするのも一つのアイデアじゃないかという気もするんですけど、どうお考えでしょうか。

○参考人(田中秀明君) 将来的にはそういう案も考えられるかと思いますが、まずは先ほど申し上げましたようにC.I.Q.の充実、これは日本人も裨益を受けるわけで、そこを充実することを通じて日本人の理解を得るということではないかと思います。

○藤巻健史君 終わります。

○風間直樹君 どうも、今日はお二人の参考人、ありがとうございます。

私は、この旅客税には大反対、大大大反対であります、理由は明快で、何でこんなものを特別

会計にするんだと。C.I.Q.等の一部の人には確かに受益と負担の関係が明確でいいんですけれども、ほかの点に関しては全く不明確になつてしまつ。強く感じています。

これまで参議院でいろんな特別会計を見てチエックしてきた経験でいうと、もうこれ将来必ず問題化しますね、五年、十年後に。もう絶対に無駄遣いが指摘されて、検査院の調査が入つて。また、なかなか複雑なのは、検査院が調査した

特別会計、様々な独法あるいは法人に問題を指摘した後で、検査院の職員がそこに天下りをしていくというもうこの国特有の問題がありますので、私は、こういう特別会計、もう大臣が本会議答弁で、いや、使途は毎年度の予算編成で有識者の意見を参考にしながら決めていくんだと、こんな税は導入すべきではないと考えています。

それで、先ほど田中参考人がおつしやいましたけれども、外国人観光客、地方に多く来ていますよね。

私は、京都という土地が大好きで、先日も京都に行つてきましたけれども、京都に行きますと、京都駅のバスターミナルに外国人の方が大多数バス乗車で並んでいます。行き先等の表示が、英語を始めとする各国語で出ています。こういうところに旅客税を一般化した上で導入して、それが京都、京都府等の自治体に交付をするという形であれば、私はいい話だと思います。ところが、そうじゃない、特別会計だと。

の皆さんにとつて経常どれぐらいの負担が生じるものなのか、簡単に教えていただければと思います。

みません、教えていただけたら有り難いと思いま
す。その上で、なぜそんなことをお聞きするかとい

○参考人(西尾忠男君) まず、国際連帯税は航空券に課税されるとともに、その主要目的がいわゆる発展途上国を支援するという、その発展途上国を支援することは、これはもう誰もがそう思いますが、ただやっぱり主要目的がいわゆる航空業界

うと、二〇二〇年には四千万人の観光客を、それから二〇三〇年には六千万人の観光客をといふことを目指しているという中で、この航空協会の役割といふものはどんなものかといふことも教えていただけたら有り難いと思っています。

これがまず一点でござります。
もう一点がいわゆる航空会社の負担のところです。
ございますが、これは今チケットに、様々な国で
もこういう国際観光旅客税のものが徴収されております。
もう既に各国に我々も就航しておりますので、いわゆるそういうものを徴収するシステム

会のことでお詫び申し上げます。定期航空協会の中様々な事務局、委員会がござりますが、目的としては、航空事業に関するものももちろの調査研究等を行い、我が国の航空事業が健全な発展をするために、いわゆる各エアラインが集まって、そこでいわゆる航空特有の問題を議論している、そういう形でございます。

じや、具体的にどういうことをやつているかと
いうと、例えば航空運送事業におけるいわゆる将
まいり(音)の運送、機材の運送、乗客の運送など

いたシステムの付与のコードを作らせていたた
いて、そこにシステム改修を掛けば、我々もそ
んなに負担することなく、もう既にあるわけなの
で、この税が取りやすく、また納付ができるよう
なシステムになつていいるという、そういう状況で
ござります。

来的な需要の研究とか、若しくは技術的ななどの研究とか、そういうこともやつております。あとは、一方で、政府、国、皆様に対する要望若しくは航空行政に対するそういう働きかけを、陳情等もさせていただいております。

○中山恭子君 ありがとうございます。希望の党
の中止でござります。

してください」ということを言つてゐるんですが、これ航空各社が一人一つにしてくださいというポスターを貼つたんですが、これ全く効き目がないんです。そうすると、航空全体でやはり安全のためには、航空荷物を一つにした方がいいというときには、航空荷物を一つに取り扱つて、そしで、うなづき

まず、西尾参考人にお伺いしたいと思います。
定期航空協会の企画委員会委員長を務めていらっしゃるというところでござります。その定期航空協会といふものを文字では一応見たんですけども、具体的にどんなお仕事を言うと失礼かもしません、どういった事柄を中心にはいろいろなことを企画というのをお考えなのかということを、済

航空協会でそれを耳にすると、それでお客様に、啓蒙と言つたら失礼ですが、そういうことを周知して、それで空の安全に寄与するとか、そういう個社ではできない活動を航空協会というものがまとまって広報活動ということをやつております。

先ほど、観光というか、日本に入国する人々がもう大幅に増えてくるという中で、もちろんこれは海も入っているとは思いますが、やはり飛行機で日本の場合は入ってくる方が多いだらうと思いますが、これに対する対応というのは十分できるという、航空機を始めとしてですね、の数ですとか人の問題とか、そういうことは十分対応できるというふうにお考えいらっしゃるんでしょうか。その計画はできているかどうかです。

○参考人(西尾忠男君) 今後、四千万人、六千万人を目指してどのように対応かということでおざいますが、まずは各空港の機能強化ということとで、まさに羽田、成田の機能強化を国の方針計画しておりますし、一方で各地方空港の整備も進んでおり、また地方空港においては、主要空港においては、いわゆる民間の力を活用するというコンセッションという事業もして、より民間の知識を活用しながら空港そのものをより機能的にしていくという動きもあります。

そういう中でやはり我々が一番懸念するのは人材不足、そういうたところが大きな問題ではあるかなと思っております。そういう人材不足に關して、まさにこの国際観光旅客税で、財源とした航空イノベーション、この部分についても、やはり航空は労働集約産業ですので、ここがやつぱり、テクノロジーが入れ替わって、人材とテクノロジーが融合してイノベーションが起きて、それでいわゆる人に取つて代わる、そういうことができると非常に安全かつ効率的な航空運営ができると私は思つております。

○中山恭子君 ありがとうございます。

これだけ大幅に観光客なり入国者が増える場合には、やはりそれに見合う対応といいましょうか、を準備していただかないといけないと思いましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

田中参考人に、貴重なデータを出していただきましてありがとうございました。私自身は、観光立国といった場合、政府が作つておられる観光ビジョンを見ましても、どちらかというとハード面が中心

に考えられているということに思えるんですけれども、やはり日本というものの、日本へ行きたいなという中では、一つ日本の中で、芸術ですか文化ですか、そういうハーブではないものというのが非常に大きな影響を持つと考えておりますて、その場合、ますますその費用対効果ですか、そういうものの測るのが非常に難しい形になつてくると思っておりますが、田中参考人は、そういった場合のこの税と費用対効果というものをどのように考えたらいのか。一般論でも、文化予算は非常に小さい、これ費用対効果が証明できなといふこともあるのですから予算が付かないといふ面もあるうかと思いますが、一般論でもいいんですけども、こういったものについての費用対効果、どのように考えていらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

○参考人(田中秀明君) 委員おつしやられますよう、具体的に費用対効果をどう測るかというのは難しい課題だと思います。ただ、この観光旅客税が外国人をよりたくさん日本に招くということだとすれば、それに対して外国人がどういうことに興味を持つて来るのかということをよく調べるということだと思うんです。

私自身は観光の専門家で

分いぢりを聞くと 海外の

やっぱり違うんですね。そ

造つても外国人にとつては全

人からいうとそんなの面白い
外国の方は興味を持つ場合

外國の方は興味を持つ場合、
顧客のニーズを把握して、

「」

○中山恭子君 ありがとうございます

○藤井健三郎　國民の書の藤
終わります。

（前文略）国民の声の部

がどうぞよろしく。

それで、質問させていただぎ

いまして 一二 田中先生に

この受益者負担ということを考えたときに、私は、外国のビジネスマンとかもこれお金払うわけがござりますけれど、観光に関係ない、そういう方々までに負担をしていただいたのにもかかわらず、例え VRとかインターネットを使った観光の情報発信とか、あとはいろいろな観光地のインフラ整備みたいな話に使われるというのはちょっとおかしいんじやないかと個人的には思っています、正直申し上げて。その点についてどうかと。私は、個人的には、やはり港であり空港のハードウエアも含めた整備、ソフト、ハードの整備に使うのが筋じやないかなというふうに思っていますが、それについてちょっとと御意見をいただきたいということです。

あと、西尾参考人におかれましては、このスマート空港、あとスマートハーバーもあると思う

んでですが、具体的に、その最先端のそういう空港

でありハーバーであり、スマート化されたものが

事例がどんなものがあるかということと、あとど

れだけコストが掛かるものかというのを是非お知

惠いただきたいと思つております。

例えば先ほど A-I を使つた顔認識とかバイタル

サインの分析とか、あと物流のとかいう話がござ

いますけれど、私はソフトだけじゃないと思う

ですね、恐らく、必要なものは、ハードウエア

も必要だと思っておりますので、その点どうな

かなど思つております。これ、環境の整備と書い

てありますからハードウエアも読めるのかなという

気もするんですけど、何となく説明聞いている

と、何というか、最新の情報技術使い回すよ

うな説明ばっかりですので、ハードウエアをも組み込

んだ環境整備ということについてどうお考えか、教えてください。お願ひいたします。

○参考人(田中秀明君) おっしゃられていてお

り、外国人が来て、お金を払つて、結局何も便益

がないではないかと、そういうことになるとやつ

ぱりこの制度の信頼性が低下してしまって、もちろんなかなか厳密に、じや、ここからここまで

とかといつて税金を分けることはできませんが、

まずはやっぱり外国人が例えスムーズに C-I-Q を通過できるということで理解を得られれば、多

少はほかの分野にも使うことについて納得してい

ただける可能性があるということで、委員おつ

しやられた点については全く賛同いたします。

○参考人(西尾忠男君) 今回のスマートエアポート

のところについて、まずはハードとソフトの関

係についてお話をさせていただきますと、今現

在、空港の方に来ていただくと、屋台みたいな形

になつてまして、こういうベースにお客様が並

んで物をチェックインして、それでバゲージを預

けるという、こういう平面方式になつております。

今世界各国のエアポートを見ますとそういう形

ではなくなつておりますと、まさに端末がこう置

いてあります、我々オスク端末と言つていま

すが、元々そういう空港がいわゆる屋台式に並ん

でいるところから、ロビーの中に端末が置いて

あって、その端末で搭乗手続きをして、荷物のあ

る方はこちらにお預けくださいといつて、その

荷物は全自动になつて、いわゆるドアを開けて荷

物を入れて閉めてそれで流す、それだけでいいで

す。荷物のない方はそのままセキュリティに行

く。今度セキュリティのところについては、い

わゆる立つてボディースキヤンをするというよう

な形ですので、非常にスマート空港といふと顔認

証というソフトがありますが、我々はこの

おきましては、いろんな意味があると思います

が、まず一つは、今、国の方が進めていくオープ

ンスカイ政策並びにビザ発給緩和等におきまし

て、乗り入れ航空会社、いわゆる乗り入れ旅客に

ついては充実してきております。

さらに、今、様々な取組におきましていわゆる

乗り継ぎ旅客に関する空港ビル側の意識、我々の

意識も変わっておりまして、ラウンジとか空

港施設を整備する、さらに乗り継ぎの案内を分か

りやすくする、若しくは、今、ファイブトラック

ル、米国、オーストラリア、様々な空港がやつて

います。費用については、これはもうピンキりで

ござりますので、今具体的な数字はちょっと持つ

合わせておりません。

○藤井健三君 どうもありがとうございました。

○渡辺喜美君 渡辺喜美と申します。

まず、西尾参考人にお願いがございます。

何年か前に、西尾さんの多分後輩だと思います

が、久米英一郎さんという方と御巣鷹山に行つ

てまいりました。そこで私の同級生の栗原宗志さん

という御一家が眠つておられます。私も三十年

たつて初めて同級生の亡くなつたところに行つた

のですが、大変な急斜面で相当きついとこ

とあります。しかし、JA-Lの人たちが、あ

の事故を風化させずに、毎年思い起こしながら仕

事をしておられる、その姿を見て感動いたしました。是非、この事故は風化させないようにお願い

をしたいと思います。

そこでお聞きしたいんですが、実は私、十五年

ほど前に自民党の国土交通部会長というのをやら

させてもらつております。その頃、日本の国際

空港が大変競争力が弱いと、このままだと仁川に

負けちゃうんじゃないかと。駐機料もやら高

い。当時は羽田も第四滑走路がありませんでした

ので、これじゃもうどうしようもないなどいう時

代だつたんですが、今はどうでしようか。国際競

争力という観点で、例えば羽田、成田、関空など

はいかがでしようか。

○参考人(西尾忠男君) 国際競争力という観点に

おきましては、いろんな意味があると思います

が、まず一つは、今、国の方が進めているオープ

ンスカイ政策並びにビザ発給緩和等におきまし

て、乗り入れ航空会社、いわゆる乗り入れ旅客に

ついては充実してきております。

さらに、今、様々な取組におきましていわゆる

乗り継ぎ旅客に関する空港ビル側の意識、我々の

意識も変わっておりまして、ラウンジとか空

港施設を整備する、さらに乗り継ぎの案内を分か

りやすくする、若しくは、今、ファイブトラック

ル、米国、オーストラリア、様々な空港がやつて

います。費用については、これはもうピンキりで

ござりますので、今具体的な数字はちょっと持つ

合わせておりません。

○渡辺喜美君 仁川にも負け田舎のローカル空

港になるということはないと考えてよろしいです

か。

○参考人(西尾忠男君) 仁川とはちょっと空港の

規模が違いますが、今後また空港の整備等も國は

考えており、今のような運航規模若しくはその品

質、そういうたところをしっかりとやつていけば、

しっかりと国際競争力のある空港が私は目指せる

のではないかと思つております。

○渡辺喜美君 駐機料がばかり高いと十五年ほど前

は言われたんですけど、今はどうですか。

○参考人(西尾忠男君) 何を基にちょっと高いか

というのではありませんが、確かに国際水準に比べれば駐機料等は高いとはなつておりますが、航空全

体に関わる費用につきましてまた國の方にも要望

し、航空全体に関わる費用を今後どのように進め

ていくか、またいろいろと國と相談させていただ

きたいと思つております。

○渡辺喜美君 この間、朝早い朝一の便に乗るた

めに羽田の空港に隣接しているホテルに泊まつた

んですね。夜の十時半ぐらいいに羽田に着いたとこ

ろ、もうロビーが真っ暗なんですね。これつて本

当に大丈夫なのかなと正直思いました。もちろん、

騒音の問題とか羽田に着いた後の公共交通の問題

とか、問題は山のように山積していく、そう簡単

に二十四時間空港なんかできるわけがないよとい

うのが通り相場だと思いますが、いかがでしよう

か。今、昼間だと二分に一回ですよね、離発着

が。しかし、夜の方はがらつと空いているわけで

すね。この辺りはいかがでしようか。

○参考人(西尾忠男君) 先生のおっしゃるとお

りやすくなる、若しくは、今、ファイブトラック

ル、米国、オーストラリア、様々な空港がやつて

います。費用については、これはもうピンキりで

ござりますので、今具体的な数字はちょっと持つ

合わせておりません。

○渡辺喜美君 仁川にも負け田舎のローカル空

港になるということはないと考えてよろしいです

か。

○参考人(西尾忠男君) 仁川とはちょっと空港の

規模が違いますが、今後また空港の整備等も國は

考えており、今のような運航規模若しくはその品

質、そういうたところをしっかりとやつていけば、

しっかりと国際競争力のある空港の一つではないかと思つております。

で、我々定期航空協会も引き続きそういうた

く、空港ビルディング並びに空港関係者にしつか

りと要請をしてまいりたいと思つております。

○渡辺喜美君 夜も飛行機離発着させろなんと言ふと、品川の人たちに怒られちやうかも知れませんけれど、羽田というのは四本滑走路がありますよね。あれ、こういう形で四本あるというのは非常に珍しいような気がするんですね。私が部会長をやつていたときに、今のD滑走路、第四滑走路ですね、あれ、千葉県の堂本さんが猛反対して、

国交省と千葉県とで話し合つて、ちょっと角度を変えた記憶があるんですよ。そういう形で、何とかもうちょっと、品川上空から入つてくるのはAとCですかね、あれは、もうちょっと増やすことはできないだらうかなという気がしてならないんですけど、いかがでしようか。

○参考人(西尾忠里君) 本件につきましては、航空管制との問題もございまして、また航空の空路等につきましては監督官庁である国土交通省とも話合いながら、まずはやはり航空の安全、そして周邊にお住まいの方の御負担をいかに軽減するか、そういうことを第一義に考えながら、また国と一緒に相談してまいりたいと考えております。

○渡辺喜美君 田中参考人にお伺いいたします。

非常にクリアカットなペーパーを用意していたんだいたんですが、田中先生御自身は賛成なんでしょうが反対なんでしょうか、あるいは条件付賛成なのか条件付反対なのか。もし私が聞き漏らしていたら済みません。

○参考人(田中秀明君) 一番申し上げたい点は、考え方自体は決して否定はしない、ただ、これまでの特定財源の例を見れば理論どおりにはいかないというのが現実なので、そうですね、賛成、反対、これまでの懸念を考えればやめた方がいいんではないか。どうしても実行するのであれば、やっぱりそれなりの対策と、まさに申し上げましたように国会の監視機能をちゃんと充実しないと期待したとおりの結果にはならない可能性が高いのではないかと、そういう危惧を抱いております。

○渡辺喜美君 夜も飛行機離発着させろなんと言ふと、品川の人たちに怒られちやうかも知れませんけれど、羽田というのは四本滑走路がありますよね。あれ、こういう形で四本あるというのは非常に珍しいような気がするんですね。私が部会長をやつていたときに、今のD滑走路、第四滑走路ですね、あれ、千葉県の堂本さんが猛反対して、国交省と千葉県とで話し合つて、ちょっと角度を変えた記憶があるんですよ。そういう形で、何とかもうちょっと、品川上空から入つてくるのはAとCですかね、あれは、もうちょっと増やすことはできないだらうかなという気がしてならないんですけど、いかがでしようか。

○参考人(西尾忠里君) 本件につきましては、航空管制との問題もございまして、また航空の空路等につきましては監督官庁である国土交通省とも話合いながら、まずはやはり航空の安全、そして周邊にお住まいの方の御負担をいかに軽減するか、そういうことを第一義に考えながら、また国と一緒に相談してまいりたいと考えております。

○渡辺喜美君 田中参考人にお伺いいたします。

非常にクリアカットなペーパーを用意していたんだいたんですが、田中先生御自身は賛成なんでしょうが反対なんでしょうか、あるいは条件付賛成なのか条件付反対なのか。もし私が聞き漏らしていたら済みません。

○参考人(田中秀明君) 一番申し上げたい点は、考え方自体は決して否定はしない、ただ、これまでの特定財源の例を見れば理論どおりにはいかないというのが現実なので、そうですね、賛成、反対、これまでの懸念を考えればやめた方がいいんではないか。どうしても実行するのであれば、やっぱりそれなりの対策と、まさに申し上げましたように国会の監視機能をちゃんと充実しないと期待したとおりの結果にはならない可能性が高いのではないかと、そういう危惧を抱いております。

になつていらつしやるでしようか。

○國務大臣(麻生太郎君) 今初めて伺いましたので、ちょっとその文春、月刊ですか。(発言する者あり)一応その隣の人に聞かないよ。

○古賀之士君 月刊の文芸春秋の五月号でございました。

○國務大臣(麻生太郎君) 読んでおりませんの

で、ちょっとお答えのしようがありません。

○古賀之士君 記事を正確に私にお伝えすること

は一言一句は難しいと思いますが、当時、去年、答弁に追われていた佐川前理財局長に總理秘書官がメモを持ってきました、そのメモには、もっと

強気で行け、P.M. P.M.とはプライムミニスターの略だそうですが、もっと強氣で行けというメモを渡したとされているということです。

今、その記事についてはまだ存じ上げないといふことでしたので、質問を変えます。

では、麻生大臣は總理大臣時代に、そういうたたかみに対して指示を、メモを持っていけと言つて出したこととはありますか。

答弁者に対して指示を、メモを持っていけと言つて出したこととはありますか。

○國務大臣(麻生太郎君) 記憶にありません。

○古賀之士君 では、質問を変えます。

加計学園の問題についてです。今度は、こちらは本日の朝日新聞の記事からです。今治市や愛媛県、学園関係者と面会しました総理秘書官が首相

案件と述べたとされる記事です。この点については事実関係を把握していらつしやるでしようか。

また、副総理としてどのように考えていらつしやるでしようか。

○國務大臣(麻生太郎君) その件も、今治市の方が会つたと言うのに対して、片つ方はそうではない、記憶にないと言つておられるということだけしか知りません。

○古賀之士君 分かりました。また実際に事実が更に明らかになつてくるとは思います。この件について是非調べをいただいて、事実関係を確認された上、また質問する機会を与えていただければと思っております。

○古賀之士君 分かりました。また実際に事実が更に明らかになつてくるとは思います。この件について是非調べをいただいて、事実関係を確認された上、また質問する機会を与えていただければと思っております。

○政府参考人(星野次彦君) 今般の税は国のままで、これを地方に完全に渡してしまって、一部渡してしまつという譲与税のそういう方式は取つ

まして、本来の国際観光旅客税法の質疑に参りま

す。

まず、財務省にお尋ねをいたします。全国知事会で度々地方消費税それから地方譲与税の要望があつたかと思いますが、なぜ今回のような税形式になったのか、御説明を願えますでしょうか。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

二〇二〇年の外国人旅行者四千万人目標等の観光先進国実現に向けた施策は国が先頭に立つて進めおりまして、スマートな出入国手続を始め、快適に旅行できる環境の整備は国の課題でござります。このため、本税の税収は、まずは国が主体として実施する観光施策の財源とすることが適当であると考えております。地方に譲与する仕組みとはしております。

地方譲与税に関しましては、観光庁の検討会におきまして全国知事会からのヒアリングを行なうなど検討が行われたと承知をしておりますが、その中間取りまとめにおきましても、「広く各地域への外国人旅行者の来訪、滞在を促進することは、国の観光施策としても堅緊の課題であるため、国が新たな財源を活用して、観光立国の推進に資する各地方自治体の新たな取組み等にも適切に対応していくことが適當」とされているところでござります。

なお、地方譲与税とする場合、譲与された財源が観光施策に充当されることをどう担保するか、譲与基準としてどのような客観的指標を用いればよいかといった課題があると考えているところでございます。

○古賀之士君 確認のためいま一度お伺いいたしましたが、今回の国際観光旅客税とその地方譲与税というのとは、これは一線を画しているという別物であるという認識でよろしいでしようか。

○政府参考人(星野次彦君) 今般の税は国のままで、これを地方に完全に渡してしまつ、一部

ていないということで、全く別物でございます。

○古賀之士君 ありがとうございました。

統一しては、国交省にお尋ねをいたします。

民間でボディースキヤーなど先進的な保安検査機器の導入費用、それから、当然これには維持費も掛かってまいりますが、国がこれ全額補助してもよろしいのではないかとも思いますが、この点についてどのようにお考えでしようか。

○政府参考人(高野滋君) お答え申し上げます。

委員御指摘の先進的な保安検査機器の整備につきましては、昨今、国際テロの脅威が高まる中で航空保安対策を速やかに進めることができると想われるところでございまして、ボディースキヤーであるとなつております。また、高性能エックス線検査装置、液体爆発物検査装置などの先進的な保安検査機器につきまして、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに国内的主要空港に導入をすることとしております。

このため、これらの先進的な保安検査機器の整備に当たりましては、国際テロ対策として従来から空港管理者である航空会社への二分の一補助というのがあつたわけだけれども、それに加えまして、国が新たに航空会社に二分の一補助を行うという制度を創設をしておりまして、平成二十八年度から航空会社の負担を大幅に軽減することにより普及の促進を図つているところであります。

また、お尋ねの維持費につきましては、特に決まりた制度といふのはございませんで、空港ごとに関係者の負担によって賄われているものと承知をしておりまして、国の負担は現在ない状況であります。

○古賀之士君 続いては、金融厅にお尋ねをいたします。

金融機関のいわゆる海外発行のキャッシュカード、海外のキャッシュカードを持つて日本の国内

で観光旅行される海外の方も出てくると思いますが、現在確かに海外の金融機関が発行したキャッシュカードで実際にATM使えるものもあると聞いておりますが、その海外発行のキャッシュカード

ド対応のATMの設置状況というのは今どうなつてゐるのか、現状を教えてください。

○政府参考人(遠藤俊英君) お答え申し上げま

す。 海外発行カード対応のATMの設置状況でござりますけれども、まず三メガバンクの海外発行カード対応ATMは、二〇一七年十二月末時点でおよそ二千百六十六台が設置済みでございます。これは、二〇一七年の六月に未来投資戦略二〇一七年閣議決定されましたけれども、そこで目標設定されました二〇二〇年までに全ATM設置拠点の約半数、これは計約三千台でございますが、その三千台を二〇二〇年までに整備すると、二〇一八年中にその大半を設置するよう着実な取組を促すという方針に従つて着実に取組が進んでいるものと

思います。主な設置場所につきましては、空港、クルーズターミナル、主要駅、観光地などとなつております。

今のは三メガバンクでござりますけれども、そ

れ以外の金融機関、セブン銀行でありますとかゆ

うちょ銀行など他の金融機関におきましても、全

国にある拠点において海外発行カード対応ATM

設置しております。その数は、三メガバンクを除くと約五万七千台ということになつているものと承知しております。

金融厅いたしましては、訪日外国人含めて、

利用者ニーズに応じたATMの設置を促しているところでございます。引き続き、各金融機関における海外発行カード対応ATMの整備状況をフォローしつつ、取組を促してまいりたいと思いま

度、今、去年の年末の段階で二千百六十六台、三千台が目標だということを伺いましたので、間もなく六万台体制になるということですね。分かりました。ありがとうございます。

海外の方にもそういう銀行の、海外で発行された自分のキャッシュカードがそういったATMでも気軽に使えることができるというのも、是非これから皆さん方に、海外のお客様に周知徹底していただきたい部分ではないかと思っております。

海外のお客様ということを考えると、大変今、も気軽に使えることができるというのも、是非これから皆さん方に、海外のお客様に周知徹底していただきたい部分ではないかと思っております。

中国の方の割合、シェアが多い状況でございます。その中国の状況について更にお伺いいたしますが、昨今もうよく見かけるようになります。アリペイですとかウイチャットペイ、これに対する対応の現状というのがもしお分かりでしたら、金融

府、お答えいただけないでしょうか。

○政府参考人(遠藤俊英君) お答え申し上げま

す。 委員御指摘のアリペイあるいはウイチャットペイにつきましては、これは現在、当庁の所管業種ではございませんので、公表資料等をちょっと確認した限りでまず概要をお答えさせていただきま

す。

アリペイは、アリババグループのアントフィナ

ンシャルが運営する電子決済サービスを中国人向

けに提供しております。中国で約五億人が利用し

ており、スマートフォンなどを使用し、QRコードを通じた決済あるいは個人間送金等が可能でございます。

ウイチャットペイは、テンセント社が運営する

中国のSNSサービス、ウイチャットの機能とし

て提供しております。アリペイと同様の電子決

済サービスでございます。

日本国内におきましては、このアリペイ、ウイ

チャットペイでござりますけれども、訪日中国人

を対象として展開しております。店舗の導入コストの低さなどから、利用可能な店舗は増加傾向にあ

るというふうに聞いております。アリペイの数字

しかないんですけれども、アリペイは現時点において日本国内で約四万店舗が利用可能ということです。

アリペイ及びウイチャットペイ共に、現在、日本向けのサービスは提供しておりません。そういったことを前提に、一般的に、こういった海外企業が日本人向けに電子決済サービスを行う場合には、これは、資金決済に関する法律に規定する前払式支払手段発行者若しくは資金移動業者に該当するということであれば、その登録が必要になります。

アリペイで実際にATM使えるものもあると聞いておりますが、その海外発行のキャッシュカード

ド対応のATMの設置状況というのは今どうなつてゐるのか、現状を教えてください。

○政府参考人(遠藤俊英君) お答え申し上げま

す。 海外発行カード対応のATMの設置状況でござりますけれども、まず三メガバンクの海外発行

カード対応ATMは、二〇一七年十二月末時点で二千百六十六台が設置済みでございます。これ

は、二〇一七年の六月に未来投資戦略二〇一七年閣議決定されましたけれども、そこで目標設定され

ました二〇二〇年までに全ATM設置拠点の約

半数、これは計約三千台でございますが、その三千台を二〇二〇年までに整備すると、二〇一八年

中にその大半を設置するよう着実な取組を促すと

いう方針に従つて着実に取組が進んでいるものと

思います。主な設置場所につきましては、空港、

クルーズターミナル、主要駅、観光地などとなつております。

今のは三メガバンクでござりますけれども、そ

れ以外の金融機関、セブン銀行でありますとかゆ

うちょ銀行など他の金融機関におきましても、全

国にある拠点において海外発行カード対応ATM

設置しております。その数は、三メガバンクを除くと約五万七千台ということになつているものと承知しております。

金融厅いたしましては、訪日外国人含めて、

利用者ニーズに応じたATMの設置を促しているところでございます。引き続き、各金融機関におきましても、店舗の導入コストの低さなどから、利用可能な店舗は増加傾向にあ

るというふうに聞いております。アリペイの数字

を、さらに、このアリペイやウイチャットペイでできるだけ小規模の店舗でも対応できるようなシステムがあれば、更にその地方のインバウンドがより円滑に進むきっかけになるのではないかと考えておりますので、是非よろしく御検討いただければと思つております。

さて、統一では、今度は税を徴収する件についてお尋ねをさせていただきます。

国際観光旅客税について、本税の徴税に必要となります民間事業者のシステム改修費用というものの試算はあるのでしょうか。財務省にお尋ねをいたします。つまり、よくオンチケットという言葉をしますけれども、このオンチケットの仕組みを使う上において民間の皆さん方はシステムの改修費用というのが掛かるのではないかと思うんですが、それについてもし試算があるのでしたら、財務省からお答えいただけないでしょうか。

○政府参考人(水嶋智君) お答え申し上げます。御指摘のシステムの改修経費でございますけれども、個々の事業者のシステムの状況でございますとかシステム関係事業者との間の契約内容は様々でございますものですから、観光庁として統一的に試算把握することは困難であると考えておるところでございます。

一方で、関係の事業者の皆様からは、一般論としては、外部事業者の取引などに伴いましてシステム改修が生じるケースもあるということでございまして、今回の国際観光旅客税の導入に伴う経費が直ちに経営に抜本的な影響を生じさせるような、そういうた規模のものになるという話は伺つておらないところでございます。

○古賀之士君 大きな規模ではないというお話をしたが、更に伺いますが、例えば軽減税率対策的な、そういう仕組みというのは今検討されているのでどうか。○政府参考人(水嶋智君) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、航空会社などの国際旅客運送事業を営む事業者が今般旅客から税を徴収して国に納付するということが税法上義務付けられ

るということをございまして、先ほど申し上げました

こういった会社の方々にお願いするということになりましたが、外旅行商品を扱う旅行会社におかれても同様の事務負担が発生するケースがあるというふうに認識をしておるところでございます。

この度、観光財源の在り方について、観光庁の方で設置をいたしました有識者会議におきましても、事業者の皆さんからは事務負担への配慮を求める御意見というのをいただいておるところでございまして、そういった御意見を踏まえまして、検討会の提言では、簡素な制度設計などを通じて事業者の徴収、納付に係る負担の軽減を図ること

一方で、国税におきましてこういった事業者の皆様に徴収手数料を支払う例はないということ

ございまして、法律上定められた義務を履行していただくという意味において、徴収手数料あるいは補助金といった考え方ははじまないというふうに聞いておるところでございます。

このため、観光庁といたしましては、事業者の税の徴収、納付実務そのものに対する支援は難しいのではないかと考えておるところでございます。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げま

す。ただいま議員御指摘のとおり、本税法の施行日は来年一月七日でございまして、本税は施行日以後の出国に適用されるわけでござります。たゞ、施行日以後の出国でありましても、施行日より前

に航空券等を購入した、すなわち航空会社等と運送契約を締結した場合は、実務の実情に鑑みまして、原則、経過措置として本税を課さないこととしておりまして、そういう意味では、千円の負担はなし、追加の支出は不要だということになるわけ

ございます。

○古賀之士君 早めに買っておいた方がいいということですね。税を千円払わないで済む方法があるとすれば、節税できるということかもしれません。

さて、海外の航空会社等も徴収の義務者となる

ということですね。税を千円払わないで済む方法があるとすれば、節税できるということかもしれません。

お尋ねの国外事業者、これが国際旅客運送事業を営むということで契約を結び空港、港湾を使用する場合には、出入港の手続は、通常、今申し上げましたハンドリング業者、これは航空会社、それから船舶の場合には船舶代理を通じて行う場合が多いと承知をしております。本税においてもハンドリング業者が実際の納付手続を行うことになります。

ちなみに、国税通則法におきましては、国内に住所を有さない納税者は、納税管理人を選定をし、この納税管理人が納税するわけでございますけれども、国外事業者はハンドリング業者を納税

利用者の立場についてお尋ねをします。

例えば、まだこれ当然採択もされていないとい

うことのお尋ねでございます。

本税の徴収に関する外國航空会社との違いといふことになつております。出国する人に対して一人当たり千円を徴収するということになつておりますが、これ例えばチケットを事前に、一月七日以降に適用なんですけれども、チケットを事前に購入している場合、今もう三か月も半年も前に、しかも安く買えるというのもう結構電子的にも可能になってきていますが、こういった場合、お金の払い方、いわゆるこの税の払い方、一人千円というのは何がルールがあるんでしょうか。お願いします。

ただいま議員御指摘のとおり、本税法の施行日は来年一月七日でございまして、本税は施行日以後の出国に適用されるわけでござります。たゞ、施行日より前

に航空券等を購入した、すなわち航空会社等と運送契約を締結した場合は、実務の実情に鑑みまして、原則、経過措置として本税を課さないこととしておりまして、そういう意味では、千円の負担はなし、追加の支出は不要だということになるわけ

ございます。

本税の納付につきましては、旅客が出国した月の翌々月までに国に納付するということになつておりますけれども、実際は、国内に事務所を有する事業者は事務所所在地の税務署に、国内に事務所を有しない事業者は空港のハンドリング業者等を通じて出国する港の税関にそれぞれ電子的な方法で納付することを想定しているということにな

ります。

お尋ねの国外事業者、これが国際旅客運送事業を営むということで契約を結び空港、港湾を使用する場合には、出入港の手續は、通常、今申し上げましたハンドリング業者、これは航空会社、それから船舶の場合には船舶代理を通じて行う場合が多いと承知をしております。本税においてもハ

ンドリング業者が実際の納付手続を行うことになります。

ちなみに、国税通則法におきましては、国内に住所を有さない納税者は、納税管理人を選定をし、この納税管理人が納税するわけでございますけれども、国外事業者はハンドリング業者を納税

管理人に選定することになると考えておりまし

て、この納税管理人を通じて納税をしてもらうと
いうことになります。

○古賀之士君 時間も限られている中で、かなり
幾つものシステムがあるようございますので、
よろしくお願ひをいたします。

総論としてお尋ねをさせていただきますが、先
ほど、保安検査の例えればボディースキャナーなど
の先進的機器についての導入について、それから

あと海外発行のキヤッショーカードの対応につい
て、それからアリペイやウイチャットペイなどの
電子決済システムの対応についてなどもお尋ねを
させていただきましたが、この国際観光旅客税で
こういったものが使途となり得ることができるの
でしょうか。あるいは、もう既にその可能性とし
て、たしか初年度は六十億円、そして将来的には
四百数十億円を見込まれていると思いますが、そ
の使途については、この今日お尋ねさせていただ
いた部分については可能性というものはどうなつ
ているでしょうか、教えてください。

○政府参考人(水嶋智君) お答え申し上げます。
国際観光旅客税の使途でございますけれども、こ
ちらは、昨年十二月の観光立国推進閣僚
会議決定におきまして、ストレスフリーで快適な
旅行環境の整備を始めとする二つの分野を明示す
るとともに、受益と負担の関係が明確で先進性や
費用対効果が高い取組に充てるということを基本
方針として明確化しておるということです。

今委員の方から具体的に幾つかの御提示がござ
いました。一般論といたしましては、委員御指摘
のような新しい技術でございますとか、ほかの分
野での新たな取組、そういうものを観光の分野
においても積極的に活用していくということは大
変重要であるというふうに考えておるところでござ
ります。

委員御指摘の項目、非常に多岐にわたつており
ました。その中の一部につきましては既存の
財源で私どもがその導入の支援を行つておるよう

なものもございますけれども、個別の事業の中身
につきましては、平成三十一年度以降の税収を充
当していく具体的な施策、事業について、こう

いった閣僚会議決定の基本方針なども踏まえまし
て、観光戦略実行推進タスクフォースにおきまし
て民間有識者の方々の御意見なども賜りつつ、
予算要求、予算編成の過程で中身をしっかりと精
査してまいりたいと考えておるところでございま
す。

○古賀之士君 今細かい点までかなりお聞きをい
たしましたけれども、この国際観光旅客税につき
まして、麻生大臣の、今質問の中で、あるいはま
た御自身の御所見の中で御披露いただけるものが
ありましたら、少し教えていただけないでしょうか

か。

国際観光旅客税に関して、使い道等でいろいろ
使途がかなり細かい部分もあるというお話をござ
いましたし、それからあと、実際のこれから受
益と負担の関係にも疑問が若干残るというお話を
あるわけでございますけれども、いわゆる外国、
観光に関するものだということで、この辺が何と
なくしつくりこないという方の声も聞くんですけ
れども、そういうものも含めまして、もし御所
見がありましたらお願いをいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) 入国税にした方が、そ
れだと何となくしつくりくると、そういう話がさ
れたいんですか。ちょっとよく質問の意味が分か
らない。使い勝手の話ですか。

使い勝手の話は、今、これからまだ詰めにやい
かぬところがいっぱいあるんだとは思いますが
でも、少なくとも、今、取り急ぎ、私どもとして
急いでおりますのは、何といっても急激に増えて
おります外国人観光客に対応するべく、私どもと
しては、入国審査等々において、間違いない、い
わゆるC-I-Qというところに關しましては、今、
通常ですと、飛行機で三百人程度の税関等々が、
船で来ますと三千人、四千人の単位でどつとい

うのに、待ち時間、入国できます時間に四時間待
てます。

ちとか五時間待ちという状態が通常起きますの
で、そういうたことを避けるという意味からも、
いわゆる審査等々が機械でできる、そういうたよ
うなものの機械を早急にやろう。しかもこれ、昔
ですと成田とか羽田とかそういう大きなところ
でしたけど、今はLCC等々で小さな飛行場にも
いっぱい外国の方が来られるような時代になつて
おりますので、そういったものに対応するといつ
たような意味では、税関の用途が余りなかつたよ
うなところでも急に増えたりしておりますの
で、そういうたところのものに使う、取り急ぎは
そういうたところがあろうかと思いますが、それ
が整備された後どういうことになるかと、これは
いろいろ考えにやいかぬところだと思つております。

○古賀之士君 ありがとうございました。
それでは、時間も余りなくなつてしまいまして
が、いま一度、森友学園の文書決裁問題について
幾つか質問をさせていただきます。
まず、財務省の職員の使用するメールに関して
は六十日で自動に消去されるというこの方針は現
在も継続中と伺っておりますが、これは見直す考
えはござりますでしょうか。

○政府参考人(矢野康治君) お答え申し上げま
かねてから大臣からも伺つておりますが、税関
のシステム、C-I-Qはもちろんですけれども、そ
れに關係するやつぱり人、これも増員を是非考え
なければならないという御所見も伺つたことがござ
いますが、その件についてもお変わりはござ
いませんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 税関の職員は、この一
週間前から新入社員がいっぱい各省入つておると
思いますが、あの新入社員が直ちに対応できるよ
うな職種じゃありません。かなりの経験と時間を
要しますので、そういう人を養成していくとい
うのに時間が掛かりますので、人さえ増やせばい
いというような種類ではありません。かなりの経験と時間を
は、その人たちの人員というものを長期に計画立
ててやつていかないかぬというのが現場の状況だ
と思いますので、私どもとしては、それを今すぐ
とすると、当然のこととして、今いる現職の人
を、ちょっと定年をとが、もう少しいろんな形で
延長して使つてもら、定年を過ぎても少し長め
に使つてもらうとか、いろいろのやり方を考え
にやいかぬというところで各地で対応しているん
だと思いますけれども。

そういうものを含めまして、私どもとして
は、こういった人間が、それでも更に、今四千万
と思っておりますけど、それが更にどんどん増え
ていくということになりますと、我々としては、
それに対応も改めて考えにやいかぬということも
あるうかと思いますので、この人員等々につきま
しても研究する価値はあるうかと思つております。
○古賀之士君 ありがとうございました。
御指摘のとおり、財務省におけるメールサー
バーの容量の限界に鑑みまして、当省では、メー
ルのデータにつきましては六十日を経過した時点
で自動消去されるという仕組みを取つております。
上限に達しますと送受信ができなくなります
ために、職員全員が逐一手動で保存か削除をし
なければいけないということになるのを避けるた
めにこのような仕組みを採用しております。
この仕組みにつきましては、現在のところ見直
す考えはございません。

○古賀之士君 では、ちょっとお手元のお配りを
しておる資料を御覧いただきたいんですが、メー
ル本体が消去されてもメールログ情報は残るよ
う思つております。ログ情報まで消去すれば、不正
アクセスなどの証拠収集ができなくなるからで
す。ログ情報が分かれれば、逆にメールのやり取り
環境が見えてくる、分かつてくるということにな
ります。ファイル操作ログが分かれれば、改ざんの
証拠ともなり得ます。

資料の一の、御覧いただきましょう。財務省
の行政情報化システムの仕様書では、その
次の資料にも書いてあるんですが、メールログ情

けじやないんです。そうではなくて、とにかく今までが保存優先なのかどうか分かりませんけれども、とにかく稼げと、活用して稼げということがここにも出てまいります。

さらに、もっと驚いたのは、ちょっとと資料は配りていませんけど、文化庁の概算要求ですね、平成三十年度の、その中に文化財で稼ぐと。文化庁の概算要求の中に文化財で稼ぎますから予算をお願いしますと、とうとう文化庁までこういう表現を使うようになります。

細かいことは今申し上げませんけど、こういう方向について日本歴史学協会等々が非常に懸念を示されてきております。先ほど申し上げたように、もうかる文化財、もうからない文化財、大事な文化財でももうけられなければ置いてきぼりになるんじゃないか、保存されないんじゃないかといふことも含めて、非常に危惧されている。そういう方向が今進んでいるということなんですが、今日は文化財部長の山崎さんに来ていただきました。山崎さんはこの間いろいろ議論しておりますけれども、いかにも文化庁といふ文化財で稼ぐという表現に、山崎さん、どうですか、抵抗感、抵抗はないですか。

○政府参考人(山崎秀保君) お答え申し上げます。

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであると同時に、文化の向上、発展の基礎となる国民的財産であります。しかし、その価値を維持し、次世代へ継承していくことは極めて重要なことであると考えてございます。

御指摘の文化審議会の第一次答申、お話をさいましたが、文化審議会におきましては、将来にわたって文化財保護を確固なものとするという観点から文化財保護制度について検討が行われ、昨年の十二月に文化審議会答申が行われたところでございます。

けじやないんです。そうではなくて、とにかく今までが保存優先のかどうか分かりませんけれども、とにかく稼げと、活用して稼げということがここにも出てまいります。

さらに、もっと驚いたのは、ちょっとと資料は配りていませんけど、文化庁の概算要求ですね、平成三十年度の、その中に文化財で稼ぐと。文化庁の概算要求の中に文化財で稼ぎますから予算をお願いしますと、とうとう文化庁までこういう表現を使うようになります。

細かいことは今申し上げませんけど、こういう方向について日本歴史学協会等々が非常に懸念を示されてきております。先ほど申し上げたように、もうかる文化財、もうからない文化財、大事な文化財でももうけられなければ置いてきぼりになるんじゃないか、保存されないんじゃないかといふことも含めて、非常に危惧されている。そういう方向が今進んでいるということなんですが、今日は文化財部長の山崎さんに来ていただきました。山崎さんはこの間いろいろ議論しておりますけれども、いかにも文化庁といふ文化財で稼ぐという表現に、山崎さん、どうですか、抵抗感、抵抗はないですか。

○政府参考人(山崎秀保君) お答え申し上げます。

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであると同時に、文化の向上、発展の基礎となる国民的財産であります。しかし、その価値を維持し、次世代へ継承していくことは極めて重要なことであると考えてございます。

御指摘の文化審議会の第一次答申、お話をさいましたが、文化審議会におきましては、将来にわたって文化財保護を確固なものとするという観点から文化財保護制度について検討が行われ、昨年の十二月に文化審議会答申が行われたところでございます。

御指摘の箇所は、答申におきまして、「社会状況の変容に伴い危機に瀕した文化財について、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承する方策を模索し、文化財保護制度を、これから時代を切り拓くにふさわしいものに改めていくことが必要である」と記載されておるところでござります。文化審議会におきましては、文化的振興はもちろん、観光振興の側面からも重要なものと位置付けて、積極的に文化財の保存、活用に取り組む事例が地方公共団体にも多く見られるということから、このような表現になったものというふうに理解しております。

また、文化財関係の予算につきましては、平成三十年度予算におきまして、文化財を次世代へ確実に継承するために適切な保存修理や防災・防犯対策等を支援するための経費について、対前年度十億円増の三百七十六億円を計上するなど、文化財の保存のための取組の充実を図つておるところでございます。

文化庁としましては、引き続き、文化財の保存と活用の両面から適切に取り組んでまいりたいと考えております。

○大門実紀史君 戦後、様々な経済要求といいますか開発とかあつたわけですが、かたくななまでに文化財を守ろうとしてきたのが前身の文化財保護委員会であり文化庁だったわけですけれども、先ほど申し上げたように流れは今変わつてしまつておりまして、ある文化庁の職員が私に言つておきましたけれど、なかなか文化財保護というのは予算が付かない、人員も少ないと、その中でどうするか、ずっとみんなで苦労して考えてきたんですといふような中で、こういう安倍観光戦略で、山本前大臣が言つたように、もうける文化財と、もうけるという戦略に乗つたら予算を増やす特別の雰囲気を持つた大変いい空間でありまして、これをこそ県民公園とかにしてその良さをアピールしていくば、奈良公園の新しいスポットとしてそれこそ観光客を呼べるというふうに思つんでは、それが大変増になつたのではないかということは、その職員の人々が言つたわけじゃないですよ、その流れを聞き取ると、明らかにこの路線に文化庁が十二月に文化審議会答申が行われたところでございます。

まず、乗つかつたために予算を増やしてもらつたということは、私は客観的に見て取れると思うのですね。もちろん、文化庁の役人はそれでも保護したいという気持ちはうそだと言いませんけれど、危ないところに踏み出しているということは言えるのではないかと思うんですね。

その実例として次に取り上げたのは、奈良公園の中に高級ホテルを建設するという問題が去年から起きておりまして、資料の次にありますけれども、要するに奈良公園の中に奈良県と民間事業者が高級ホテルを建設したいと、それを文化庁が認可してしまつたという話であります。

資料の三にありますとおり、ここは、ホテル建設予定地は、まだ建つていませんけど、これからなんですけれども、国指定のいわゆる名勝でありますし、文化財保護法等に基づいて歴史的風土特別保存地区に指定されているところでございます。奈良公園内で百年以上鹿も入っていない、鹿が入つていいないという唯一の場所で、貴重な動植物が存在するところですね。

こんなところに、厳しい規制のあるところにそもそも一切の構造物を構築する認められないとしてや民間の高級ホテルを建てるなんということはあり得ないと、これには文化庁が現状変更といふ許可をしなければならないので、そんなことはないだろうというふうに思つてきたわけでありました。ここについては、大変貴重な場所でありますけれども、現状変更を許可したと。これはもう今までの文化庁なら許可するわけがないというような案件だと思いますけれども、許可をしたということですね。あれこれ理由を付けて許可をしたわけであります。

これは余りにもおかしいと、これについてはもうとんでもないということです。あれこれ理由を付けて許可をしたわけであります。

これは余りにもおかしいと、これについてはもうとんでもないということです。あれこれ理由を付けて許可をしたわけであります。

私は行つたことがあります、うつそっとした特別の雰囲気を持つた大変いい空間でありまして、これをこそ県民公園とかにしてその良さをアピールしていくば、奈良公園の新しいスポットとしてそれこそ観光客を呼べるというふうに思つんでは、それが大変増になつたのではないかということは、この住民の方々、代表は弁護士さんの方がこれまでだけずらつと並んでおりますけれども、返事をしない。半年もほつたらかしにしていたわけですね。で、私が催促したら、その何週か後にすぐ、すぐといいますか、やつと裁定が出たわけであります。が、裁決が出たんですが、その裁決書がこれでござります。

何を書いてあるかというと、住民の皆さん、ああいうところに建てるのはおかしいと、その一個ももう一遍ちゃんと審査してくれという意味

なんですかけれど、この裁決書は、七枚目なんかに書いてありますけど、何を言つてあるかというと、そういう、住民の皆さんが中身を問うているのに、これを許可していいのかという中身を問うているのに、それには答えないで、住民の皆さんは、あなたたちは利害関係者じやないからこの不服審査請求をする資格がないと、こういう切り方をしたわけであります。なぜかというと、景観の利益、その景観を楽しむ景観利益というのはその住民の方だけのものではないと、国民一般のものであると、あなたたちはその特定の利益を代表する人じやないから審査請求をする権利はない。

だったら何かと、国民一般なきや不服審判ができないのかと。裁判といふのはそうじやなくて、特定の利益の人しかできませんからそれをこんな理屈でやると、今後、文化庁がこれからいろいろのをこうやつて許可しちゃうと思うんですけど、しちゃいけないんだけど、やつちやうかも分からんんだけど、そのときに不服審査請求が出ても、その周りの人だけのこの景観は利益ではない、国民一般的のものだと、あなたたちだけのものでないから、あなたたちが特定利益ということで審査請求するのはおかしいというような理屈で全部切られていくんじゃないかなと。こういうことをよく半年間も返事をしないで、こんなことすることをずつと考え続けていたのかというふうに思つたわけなんですね。

山崎さん、眞面目な方だから聞きたいんだけれども、こんなことで裁決して却下していたら、これから文化庁の認可に対して誰も不服審査請求できなくなるじゃないですか、特定の利益と言われちゃつたら、景観利益はあなたたちだけのじやないと言われちゃつたら。そういうことになりませんか、この裁決、文化庁が下した裁決といふのは。

○政府参考人(山崎秀保君) お答え申し上げま

す。

御指摘の件につきましては、平成三十一年二月二十六日付で審査請求を却下する旨の裁決を行つ

たものでございます。

この裁決は行政不服審査法に基づいて行うものでございますが、行政不服審査法は全面改正されまして、平成二十八年四月一日から施行されております。それ以来、文化庁における不服審査請求の初の事案として前例がない中で対応させていた

たものです。そこで、また裁決の内容によりましては審査請求の方々にも大きな影響を与えるものであるということから慎重に検討を行つたということです。こういつたことから時間要したものでござります。

○大門実紀史君 何で時間要したかは聞いてい

ないんですよ。こういう裁決を下すと、今後住民の人たちは、京都だってそうですよね、いろんな観光地のそばに住んでる人いますよね、何か現状変更をやつたと、嵐山で、現状変更をやつた

と、住民の人たちがおかしいと言つたときに、あなたたちは、この景観は国民全体のものなんだとか。国民一般という名前で訴えることができないから。こんな特定利益代表できないんだと却下

したら、誰もこれから訴えられないじゃないですか。国民一般という名前で訴えることができないんだから。こんな裁決おかしいんじゃないですか。それを聞いているんです。

もう一つは、しかも文化庁が更に前のめりに住民の方々の要求をね返しているという事態がこ

の間進んでおります。高級ホテルを建てる前の前

の住民の方が、入口が正面なので、ホテルの、ちょっとと入口移動してくれないかということを言つたら、何と奈良県が回答したのは、文化庁の役人が駄目だと言つてると、入口を変えるとま

た現状変更になるから駄目だと言つてると、いうふうなことではね返されたんですね。これ、ちょっととおかしいんじゃないですか、山崎さん。

住民とホテルが話し合つて、やっぱり今何でも住民と環境とかいろいろ話し合いますよね、マンション建設、何でも。そのときに、分かりましたと、ホテル側、奈良県が。じゃ、ちょっとと入口を

らしましようとかそういうふうな相談があつて、仮に何かの合意があつて初めて県なりホテルが現状変更をしますと申請を文化庁に出して、それを審査して駄目ですとかいいとか言つはずなのに、最初から、申請も出でていないのに文化庁が駄目です

なんて一担当者が言うなんてことはおかしいんじゃないですか、これ。ちょっとこれ、訂正してください、これ、おかしいでしょ。

○政府参考人(山崎秀保君) 御指摘の件につきま

しては、奈良県によりまして近隣住民の方々への説明会を昨年の十二月に開催されました、その際

施設地の南側市道からの工事車両の進入路を敷地の東側に変更してほしいという要望があつたといふことは承知してございます。これについては、

言つた人がいたなどという記憶が僕はすごく、学生

○行政不服審査法は、その第一条で、目的としまして、「行政手続の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関して、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政手続に対する不服申立てをすることができるための制度」であると書いてございます。

事件訴訟法の原告適格の規定に準じて解釈すると、法律上の利益があるかどうかということが審査請求人としての要件になるというふうに理解し

ております。

○大門実紀史君 ですから、半年も掛けて法律家

に相談して、こういうやり方、これでやればこれからいろいろな不服審査が出てきても全部却下されると、よくまあこんなこと考えたなと思いますよ

などから、東側への入口の変更は名勝に与える影響が大きいのではないかと御助言をしたところでございます。

ただ、奈良県に対しましては、近隣住民の方々

が今の段階で、申請もする前から駄目だなんて言つちゃ駄目なんですよ。ちゃんとおいてください、その担当者に。

最後に麻生大臣にお聞きしますけど、やっぱりそもそもを言えば、文化庁がこうやってちょっと

ゆがんできているのは、お金がない、予算がないというのは、今回のこの観光旅客税とか何かとか

じゃなくて、そういうのはやっぱり国の財産をしてきちっと守つていくというふうな、予算措置を

きちんと押さえていくということはやっぱり、今回この税法新税どうのこうのじゃなくて必要だと思うんですけれど、財務大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的に、今おっしゃるようには、これは日本の場合、誰か偉い学者でし

たけど、文化圏といふものの中に日本というものは

は一国で一つの文化圏が成り立つてゐる希有な国であるという考え方を述べられて、何か余り頭の良い

あれ、たしか。あほな人がいるんだなと思つて、そういう話を聞いて、今はそれが主流になりまし

時代だったと思いますけど、そんな記憶があるんですけれども、今おっしゃるように、日本の場合はそういう独特の文化圏が成り立っているという自覚が元々足らぬのですから、何となくそういうものを大事にせにやいかぬという意識もあり欠落しているというのは正直な実感です。

おまけに、何となく、明治の御一新のときに何かいろいろな文化が急に入ってきたせいもあって、カード、いわゆるトランプはいいけど花札は駄目だとか、何か訳の分からぬ基準で決めたわけでしょう。あのときも、学校で。三味線は駄目だけどギターはいいとか訳の分からぬ、決めじやないですか、あのとき。あいつたようないなものというのは結構残つてあるんだと、私はずっとそう思っていますよ。百何十年間残つて今まで来ているというのは否めない事実だと思いませんけれども。

ただ、おかげさまで、外国からいろんな影響が来たおかげで、浮世絵なんというのは、全く日本の本流じやなかつた絵が、浮世絵をゴッホが使つたりいろいろしたらいきなり海外から浮世絵が逆輸入してくるというようなところもあつたりして、ちょっと寂しいところはあるんだと思いますけれども。

いずれにしても、こういったものに対する理解というのはこれよほどきちんとしておかねばならないと思つて、それを政治家に期待すると、政治家が文化レベルが高いかどうかは別にして、そういうふうなことも考えてやつていかなければなりませんけれども、そのリピーターが増えておりますけれども、そのリピーターが増えております今の状況というのを見ます

今、海外からの方はいずれもこの日本の良さといふもの改めて再認識をされて、一回来られたらまた来るいわゆるリピーターの数が物すごく日本の場合が多いんですけども、そのリピーターが増えておりますけれども、そのリピーターが増えております今の状況といふのを見ます

であります。当たり前でしょう。だから、コケの中へ入れないようになくやどうしようもないわけでしょう。あれ。あの苦寺の和尚の言つたせりふは正しいですよ。こんなに来てもらつちゃ迷惑だつて言つてのけたといつて、何かそれが観光に反するとかなんとか、えらい騒ぎになつたこともありますけれども、あれは人の言つているのが正しい。だから、入場制限したら、あのお寺の住職が正しい判断をしたんだと、私そう思つてますけれども。

そういう意味で、きちんととした意識を我々も持つておかにやいかぬなど思つた上で、今の今回の予算に関しては、文化庁の話をしておりましたけれども、今回の予算の中でいわゆる文化庁の予算として3%伸びておりますけど、その中で、国宝、重要文化財建造物の保存修理事業等々いわゆるおっしゃつたような部分に関する伸び率はこの倍の6%，比率としては伸びておりますので、額としては大したことではありませんけれども、そういう方向できちんとやつていかにやいかぬものだとは、私どももそう思つております。

○大門実紀史君 終わります。

○藤巻健史君 日本維新の会の藤巻です。

私は、子供たちを連れてトマムリゾートへ夏も冬もよく行つていたんですが、最近行つてないんですが、先日トマムに行つた人から聞いたならば、あそこはもうチャイナタウンだというふうにいりますけれども、この運営会社は株式会社星野リゾートでございます。一方で、その施設の所有者等でございますが、この星野リゾート・トマムと言われておりますところには複数の施設が存在しておりますわけでございますけれども、施設の名義上の所有者は株式会社星野リゾート・トマム又は占冠村、自治体としての占冠村というふうになつておるところでございます。

この株式会社星野リゾート・トマムの株式でございますけれども、その全株は中国の民営企業でござりますが、オーナーは上海豫園旅

館と申しますが、私はこの星野リゾート・トマムの数字というのはないんでございりますけれども、この星野リゾート・トマムが所在する北海道占冠村、これ主たる宿泊施設としては星野リゾート・トマムくらいでございますので、北海道庁がこの北海道占冠村の宿泊者数を公表しますけれども、これによりますと、二〇一六年度の占冠村の日本人宿泊者数は二十一万七百七十七名、外国人は八万三千二百八十三名ということでございますので、割合で申しますと日本人が約七二%、外国人の方が約二八%といふことになつておるとかと云つてございます。

また、この星野リゾート・トマムの運営者と所有者についてのお尋ねがございました。まず、この星野リゾート・トマムという施設の運営会社でございますけれども、この運営会社は株式会社星野リゾートでございます。一方で、その施設の所有者等でございますが、この星野リゾート・トマムと言つておるわけですが、その運営会社でございますけれども、この構造がどういった方向できちんとやつていかにやいかぬものだとは、私どももそう思つております。

○藤巻健史君 お尋ねの点でござりますけれども、この星野リゾート・トマムがどこでありますかと申しますと、これはまだ大分日本人の方が多いといったイメージですね、七二%が日本人だということ。これがきっと二〇一七年はもうちょっと中国人が増えているんじゃないかな

と私は思うんですが。

この傾向があつて、もし中国人若しくは外国人がどんどん行って、そして聞くところによるとやつぱり運営、所有者、村が持つてある部分つて、これ昔きつと加森観光か何かやつたときのあの残つているんじゃないかと思うんですけれども、主たるものは経営自体も中国資本なわけですよ。ということは、どんどん中国人が来て、もうかつたお金はまた中国に戻つていつちやうということで、別にこれ法律違反でも何でもないですけれども、この傾向がどんどん強まっていくと、これはきっと日本が、政府が考へていた観光立国の姿とは違うんじやないかと。

要するに、日本というのは単に場を貸しているだけであつて、イギリスのシティーみたいにウインブルドン現象になつていても、働いている人た

ちが非常に高給をもらつて、そこにどんどんお金が落ちるんであれば別ですけれども、今この構造がどんどん強まっていくと、日本人、何だ、場所、土俵を貸しているだけじゃないかという傾向にあるんじゃないかと思うんですね。

そういうことを考へると、一概に全て万々歳だ、観光立国だ、万々歳だというわけにもいかないじやないかなという気がしてますので、そ

の辺については今後とも十分分析をしておいていただければなといふうに思います。

それに関連してですけれども、この前も申し上げたんですけれども、京都ではかなり旅行者が増えることによつて住民が迷惑を被つてゐるという話もありますし、それから、日本人国内旅行者に

とつては、やはりホテル代が高くなるとか、それから予約されども、京都ではかなり旅行者が増えることによつて住民が迷惑を被つてゐるという話もありますし、それから、日本人国内旅行者に

それから、かつ、先ほど来大臣がおつやつておられるように、関税職員が大変なことになつてゐるところにはなりますと、全てが万々歳じゃなくて、いろんなコストも出でてきているわけですよ。そういうコストを無視しないで、これは誰が

負担するべきかということを考えますと、考え方によつては、出国税をぽんともつと千円以上に上げて、それを迷惑を被つてゐる地方とか地方自治体とか、それから、例えば関税職員の数を今後増やしていくんだつたらそこにお金をつけ込むのが一番当たり前であつて、というのは、まさかその関税職員の数が増えるのを我々日本人、一般国民が一般財源のところから出すというのは、これは日本国民が負担することになりますから、外国人旅行者のために何で日本人、何のメリットも受けない、かえつて迷惑を受けている日本人がコストを払わなくちゃいけないかという問題がありますので、例えば出国税をもつと高くして、その分を、そのお金で税関職員の数を増やすとか、そういう考え方というのはあるかと思うんですけど、それについていかがお考えか、教えてください。

○国務大臣(麻生太郎君) この税額につきましては、これは近くのアジアの国々とのいわゆる競争といふか、訪日旅客といふものの獲得等々、いろんなことを考えなければなりませんので、そういうものに対するものが必要だと思つておりますので、同時に、今後必要となります財政需要といふものを勘案して千円としたところなんですが、それでも、今税額を取り急ぎ変更するつもりはないんです、が、ちなみに隣国でいければ、韓国約一千万円ですから千円、台湾が五百台湾ドルで千八百円ぐらい、それから中国は国際線千五百円、香港千七百五十円等々でありまして、アメリカで見ますと十四ドルですから十五、六百円ということにならうかと思いますが。

そういう意味では、私どもとしては、今おっしゃるように負の状況が起きておるというのもこれは否めない事実だと思つております、えらい勢いで人が増え大変な騒ぎになつてゐるという話はよく聞かされますので。したがいまして、私どもとしては、こういった意味では、観光の振興と、いうものと同時に、その觀光の振興によって、地域においていろんな意味でその人たちの落とす、

いわゆる買物等々、旅客等々、宿泊施設等々、いろんなものを利用することによつて日本に落ちますお金というものを考えましたときに、私どもとしてはそういうものを、地域住民とその来られるお客様というものの確保と、これは両立させていく必要があるんだと考へておりますので、それに伴いまして、当然のこととして入場や入りを禁止する規制が出てきてみたり、先ほど言われたような点も十分に考えながら、いろんなことを考えて、当然のこととして入場や入りを禁じます。責任の所在を有耶無耶にされたまま、終わるお客様というものの確保と、これは両立させていく必要がありますが。

いずれにしても、税収をどういつたものに充てていくべきか、先ほど古賀先生からも同じような御指摘があつていましたけれども、そういうものが、少なくともオーストラリア人の使う人頭の金額より、オーストラリア人の一人当たりが滞在日数に使うより中国人の方が多いとはつきりした数字が出ております。

そういう現場へいられる、その人たちが一体どれくらいお金を使つておられるかというのを、中国人の例で言つておられるんだと思ひます。が、少なくともオーストラリア人の使う人頭の金額より、オーストラリア人の一人当たりが滞在日数に使うより中国人の方が多いとはつきりした数字が出ております。

○藤巻健史君 終わります。

○風間直樹君 今日、最初に森友文書改ざん問題に触れまして、その後、法案の質疑をいたしました。

○藤巻健史君 終わります。

○麻生大臣 今日、月刊の文芸春秋が発売されました、五月号ですが、私、読んでおりましたら、今回、自殺をされた近財の職員のお父さんの手記が掲載されておりました。読んでみたんですけど、非常に、息子さんを亡くされたお父さんですから、心にしめる手記でありました。タイトルは「息子は改ざんを許せなかつた」、「誰が指示したのか。真相を究明してほしい」、こういうタイトルであります。

会議録に残す意味でちょっと御紹介をさせていただきますが、お父さん、こう書いていらっしゃるんですね。亡くなつたAさん、「Aが自分の意

思で安倍首相や昭恵夫人を忖度して、公文書を改ざんすることなど絶対にありえないことです。Aが本当のことだけを記した文章に對して、仮に、上に立つ人間が、「ここはダメだから削除しろ」とこは書き換える」と指示を下していたのであれば、わが息子であれば、絶対に、その指示には反発したはずです。私が育ててきた子は、そういうふうな男なのです。」と、このように書かれています。

その上で、「正義と不正の狭間に追い込まれた

Aが、死を以て己の正義を貫こうとしたのであれば、私は、この悲しみをぐつと堪え、息子を称賛してやりたい、「Aの命が無駄にならないためにも、誰が、何のために、改ざんするような指示をくだしたのか、真相を究明してもらいたいと願います。責任の所在を有耶無耶にされたまま、終わらせでは絶対にいけないと想ひます。」と、こう書かれています。

私は、これを読みまして数年前のある方の発言を思い出したんですけれども、それは足利事件といふ、幼女五人が誘拐され、うち四人が死体で発見された、事件の被害者として逮捕され、十七年間服役された菅家さんの発言です。彼、当時、我が党の部会にいらっしゃいました、いろいろ意見を聞いていたんですけど、菅家さんがおっしゃっていたのが、全く同じことでした。真犯人を捕まえてほしいんだと、でなければ、この冤罪で逮捕された自身がいつまでたつてもそれを払拭できない、自分の気持ちが浮かばれないんだと、こう言つていました。このAさんのお父さんと共通の思いを感じました。

大臣は、この文書改ざん事件発覚後も、直属の部下だった佐川氏が国税長官を辞任された後も、大臣として職を続けていらっしゃいます。その理由として大臣は、財務大臣としてこの文書改ざん事件の真相を究明する、誰が指示したのかを明らかにすると、こうおっしゃっています。

大臣、誰が指示をしたのか、現段階でどこまで財務省内の調査が進んだのか、教えてください。

○国務大臣(麻生太郎君) まず最初に、御指摘の記事の内容について、文春ですか、読んでおりませんので、少なくともその点についてのコメントは差し控えさせていただきたいと存じますし、また、残された御遺族の気持ちというのを考えると、今は謹んで御冥福をお祈りする以外にはちょっと申し上げる言葉がありませんので、大変残念、悲しい話だと思いますけど、今申し上げられるところはそこあります。

ほど、これ度々もう同じような質問を伺つておりますので、現時点で分かっておるということに関しては、私どもは今現時点できちんととした調査をしておかないと、後になつてまた出てきたとか、後になつてまた、今回のNHKの話みたいなことになりかねませんから、そういうことで、今の調査の途上においての状況というものに関しましてはいろいろ影響を与えかねないという感じがいたしますので、その点に関しましては、いろいろ後から口裏合わせをしたんじやないかとお言われますので、そういう意味にしても、私どもとしては今の段階ではできるだけ速やかに対応してまいりたいと考えております。

○風間直樹君 そうすると、確認をしておきますが、この財務省内の調査が終わるのは、地検、大阪地検の捜査が終わつた後という御認識でしようか。

○国務大臣(麻生太郎君) 大阪地検からどのような形の紙が出てくるかということで、私ども分かりかねますけれども、捜査当局によりまして捜査が今進んでおるという段階でもありますので、そういうふた意味では私どもとしては確たることが申し上げられないというのは正直な実感で、私どもの調査と捜査の内容が違うこともあり得ると思いまますので、こういったこともあるというので、そういうふた捜査、第三者の目としてきちつとでかかる組織であるかと思いますので、その答えが出るというのを待つて、その上でのきちんとした対応をすべきかと考えております。

○風間直樹君 これ、子供を亡くされた親御さんの気持ちとして、誰が指示をしたのか、その真相を究明してほしいと、当然の思いだと思います。大臣もお子さんをお持ちの父親でいらっしゃいますけれども、財務大臣として必ず自分が省内外を、事務を統督して真相究明すると、必ずするとの、その御決意はござりますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これも度々お答えしております。

○風間直樹君　また木曜日、集中審議ござります。ので、引き続きそちらでやらせていただきます。

法案の質問をいたしますが、これ答弁、観光庁になるのか財務省になるのか、どちらでも結構なんですが、この法案、この新税ですが、どうも從来の、新税が国会に提出され、その前段で、財務大臣、先日おっしゃつたように自民党内の議論を経て国会に出でてくるわけですが、提出されて約二か月、自民党にこれが出てからいろいろな報道も読んでいましたけれども、どうも通常の新税をめぐる議論とは違うと。

そもそも、本税を企画したのはこれ財務省なんでしょうが、それとも観光庁、国交省なんでしょうか。

○委員長(長谷川岳君)　どちらから聞いていますか。

○風間直樹君　じゃ、まず観光庁から。

○委員長(長谷川岳君)　観光庁水嶋次長。その後、財務省を指名します。

○政府参考人(水嶋智君)　お答えを申し上げます。

観光立国を進めていく上で、観光施策を充実させるために必要な安定的な財源を確保すること、こういった問題意識につきましては、関係者の間でこれまでから議論をされておったところでござります。一昨年の三月に策定されました観光ビジョンにおきましても、安定的な財源の確保について、既にその必要性について指摘が行われてきましたところでございます。

具体的な制度設計を行いましたのは、昨年の秋に観光庁に設置をいたしました検討会において、どのような方策でこの財源を確保するのがふさわしいのかといった詰めた議論が行われたのは去年の秋からということでございますけれども、それより以前に政府全体として、観光施策の充実のために安定的な財源を確保する必要性があるという認識は共有されておったということふうに理解をしているところでございます。

○政府参考人(星野次彦君)　お答え申し上げま

ただいま観光庁からも御答弁ございましたとおりまして、観光庁の中での検討会を経まして、昨年の夏に観光庁から、主税局も含めまして財源の確保策について検討をしてほしいという要望が出てまいりました。その中にはもちろん税も含まれておりますけれども、その時点では税にするか手数料にするかと両方も含めまして、その後、観光庁の中での更に検討を経て、税によることが望ましいという、そういう方向性の議論を踏まえまして、秋以降、与党の税調にも税関係の検討が持ち込まれ、検討を経て、年末に税制で対応するということを正式に決めたということでございます。

○風間直樹君 普通は、こういう新税が出されるときには、麻生大臣、先日おつしやったように、自民党税調でも相当もまれると思うんですね。宮沢先生はたしか会長でいらっしゃると思うんですけども、宮沢先生、今日は答弁者じゃないので私もお聞きするのは控えますけれども、どうもその報道を見ている限りでは最近、党税調もおとなしくなられたのか存じ上げませんけれども、そういう形跡も余り感じられないで不思議だなと思っています。

それで、これは観光庁にお尋ねしますが、今年度予算での総額六十億円の使途について、資料で出ていますが、これ、来年度以降、あれですよ、ね、約四百三十億という観光庁予算に匹敵する規模のお金が入ってくるわけで、これ、どう使うのか。使途については、本会議での大臣の御答弁では、有識者の意見も踏まえながら毎年度の予算編成で使途をしつかり検討していくんだと、こういう話ですが、何か今年の六十億のこの配分見ましても、大丈夫かなという気がするんですね。来年度以降のこの約四百億を上回る金額についてはどういうふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(水嶋智君) お答え申し上げます。今回お願いをしております税の三十一年度以降の使途についてのお尋ねでございますけれども、この使途につきましては、昨年十二月の観光立国

推進閣僚会議において、その使途につきまして基本的な方針が定められておるということでござります。

くどくなりますが、具体的には、訪日外国人旅行者二〇二〇年四千万人などの目標達成に向けまして三つの分野に充當していくことといたしまして、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、また、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上ということといたします。こういった使途につきましては、受益と負担の関係から負担者の納得が得られること、先進性が高く費用対効果が高い取組であることなどを十分に精査してこの具体的な使途を決定していくところでございます。

委員の方から、観光庁の予算と比較して今回の新税の規模がどうなんだという御指摘がございましたが、現在、観光ビジョン関連施策ということで申し上げますと、各省庁が観光施策のために使っております施策予算の合計額が約、内数のものを除きましても七百億円程度あるということでございます。先ほど来御議論いただいておりますように、C.I.Qの充実その他、まだまだ高次元の観光立国を実現していくためには施策として充実していくべき点が多くあるということでございまして、今回の新税を有効に活用していくだけの財政需要が十分にあるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、三十一年度予算以降は、この新税、硬直的な予算配分とならず、具体的な充当される施策、事業が、先ほど申し上げました基本的な指針にのつとりまして、毎年度洗い替えが行えますよう、観光戦略実行推進タスクフォースにおきまして民間有識者の方々の御意見も踏まえつつ検討を行い、予算の要求、編成を行つてまいりたいと考えておるところでございま

○風間直樹君 終わりますが、国会でもこの特会の使い道、きつちりチェックしてまいります。

○中山恭子君 ありがとうございます。希望の党、中山でございます。

〔委員長退席、理事三木亨君着席〕

定財源になるという説明がありました。その説明を見てみると、この用途について、快適に旅行できる環境の整備など、どちらかといふとハード面での施策に充当することが大部分となっていま

す。
また、その場合、先ほど大門先生からお話をありましたが、文化財を活用する、これは大事なことだとは思いますけれども、その成り行きといふか、文化財があつて観光客が増えるということであれば大変よろしいと思いますが、観光のためには文化財を活用して、活用でしらいいんでしょうか、例えば先ほど大臣がおっしゃられた苔寺なども開放せよみたいな話になると、これは本末転倒であろうと考えておりまして、実はこれ、文芸基本法、文化芸術基本法作成のときにも同じような話題がありまして、文化財を活用することは非常に大事だけれども、観光が優先されて、そのためには文化財を全て使えといつた形になつてはならぬということで、元々この文芸基本法にはそういった文章も入つておりましたんですが、そこは削除した経緯がございます。ちょっと一言だけ付け加えさせていただこうと思つております。ただ、それだけでは観光客を日本に呼ぶときに不十分であります。海外の人々が日本を訪ねたいと思わせるためには、日本は美しい景色があります、温泉があります、入つて楽しんでくださいといつたようなハードの資源だけではなく、そこにソフトの資源を加えることが欠かせないと考えております。

〔理事三木亨君退席、委員長着席〕

お手元に、今日、資料を配付いたしました。世界で行われております世界の主なフェスティバルが書いてある世界地図でございます。それに日本のフェスティバル、日本でもいろんな国際的な文化事業が行われておりますので、それを付け加えています。

現在、日本ではまだこの世界的なフェスティバル、三本の指に入るフェスティバルというのはまづないと言つていいような状況でございます。そういう中でソフトの資源を加えるということについて、文科省さんはどのようにお考えでしようか。

○政府参考人(藤原章夫君) 國際的なフェスティバルについてのお尋ねでございます。

日本国内におきましては、横浜トリエンナーレや瀬戸内国際芸術祭、あるいは越後妻有の大仙芸術祭など、こうした様々な芸術祭が実施をされてきているところでございます。こうした祭典は大きな集客効果や経済効果を見込むことができ、また各地の魅力づくりにもつながるため、地方創生や観光立国を実現し、持続的な地域経済の発展の観点からも大変意義のある取組だというふうに考えております。

現代アートでいえばやはりベネチア・ビエンナーレ、これは以前にお話ししたことがあるんですけど、一八九五年に第一回が開かれておりました。このときはまだ三十数か国が集まつて開いたものでございますが、それが現在まで続いている

ところでございます。一八九六年、このベネチア・ビエンナーレ第一回の翌年に開催されたのがスポーツのオリンピックでございまして、こちらも今まで続いているということでございます。

サンパウロのビエンナーレですとかドイツのドクメンタ、エジンバラの国際フェスティバル。これは、夏にベネチア・ビエンナーレが開かれ、六月くらいからベネチアで開かれ、七月にアビニヨンの演劇祭が開かれ、八月末から九月にかけてエジンバラでフェスティバルが開かれます。そういったヨーロッパの中では流れがあつて、こういった国際的な芸術フェスティバルが開かれているということでございます。

また、国際観光旅客税の関係でございますけれども、こちらの方は、その用途につきましては、

観光庁を中心に、今後、政府全体で議論が進められていくものというふうに承知をしておりまし

て、そうした中で適切に対応してまいりたいと考

えておるところでございます。

○中山恭子君 是非、文化庁さんの方でも、観光に押されずに、文化の大切さというものをしっかりと主張していただきたいものだと考えております。

二枚目に国際的な芸術フェスティバルとはどう資料を付けてあります。

こういったものを日本で開催していくことを考えると、やはりそのフェスティバル自体の質の高さというものが求められます、そのプロデューサーですか芸術監督などが非常にしっかりした運営体制を持っていること。それから、国際性が要求されます、様々な国のアーティストが参加すること。そして、継続性が問われます。

三枚目に主な芸術フェスティバルの例を挙げてあります。

現代アートでいえばやはりベネチア・ビエンナーレ、これは以前にお話ししたことがあるんですけど、一八九五年に第一回が開かれておりました。このときはまだ三十数か国が集まつて開いたものでございますが、それが現在まで続いている

ところでございます。一八九六年、このベネチア・ビエンナーレ第一回の翌年に開催されたのがスポーツのオリンピックでございまして、こちらも今まで続いているということでございます。

これは、だけど、考えてみますと、国が挙げてやつたという種類のものではございませんですけど、私だけが知らないのかもしれませんけれども、私の知つている範囲でこういつたようなことを企画立案というのは、もうちょっとちまちまと話でやつているのかなという感じがしますんで

すが。

これは、だけど、考えてみますと、国が挙げてやつたという種類のものではございませんですけど、私だけが知らないのかもしれませんけれども、私の知つている範囲でこういつたようなことを企画立案というのは、もうちょっとちまちまと話でやつしているのかなという感じがしますんで

すが。

で行つていないという状況でございます。

日本が持つ魅力、もちろん、これは日本で、この国際情勢の中、国防力も大事、そして経済力も大事だと思いますが、日本が持つ魅力は日本の文化にあると考えておりまして、日本で質の高い文化祭典を開催すること、それを目指していくことがまさに今の日本に課せられた課題であると考えております。

○國務大臣(麻生太郎君) 今いろいろな試みがなされていますけれども、最初からこういう巨大な、大きな絵を描いて企画をされているものがありますかねつて、日本で、聞いたことがないの

○國務大臣(麻生太郎君) 今いろいろな試みがなされておりますけれども、最初からこういう巨大な、大きな絵を描いて企画をされているものがありますかねつて、日本で、聞いたことがないの

で、御感想をお願いいたします。

レ
ン
ト

二四

か。 何んです。 何かといふと、せつかくだから、もうお答えいただけないということを前提にお話ししますと、これはあるネットの会社が書いているんですが、二〇一五年で世界で四百億ドル、二〇一七年に五百億ドルといいますので、大体五兆円という規模です。日本はどうですかということを調べたなんですが、日本についてはデータは出ていません。ただ、推察するに数百億のオーダーには乗っています。などという感じはします、正直申し上げて。その認識いかがですか、警察庁として、あられます

○政府参考人(小田部耕治君) お答えいたしました。

一般論として申し上げれば、いわゆるインターネットカジノに關しまして、賭博行為の一部が日本国内において行われた場合には刑法の賭博罪が成立することもあるとの認識しております。警察としては、捜査機關といたしまして、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づいて厳正に対処してまいる所存でございます。

また、警察は、いわゆるインターネットカジノについて資金の流れ全般を把握する立場にはございませんけれども、刑事案件として取り上げるべきものがあれば、個別の事案に即して必要な範囲

で実態把握に努めておりまして、その過程において犯罪収益を把握した場合には、例えば起訴前の没収保全措置を積極的に活用するなどして犯罪収益の剥奪に努めているところでございます。

○藤末健三君 恐らく、この答弁はこういう人た
ちに引かれますよ。そうしたら、犯罪収益になら
なければ、（シカドハナリ）舌に又しゃべ

なにがはいしんじやないのと、言ふに取られかねないと思うんですけど、いかがですか。大丈夫ですか、そこについては。

宣伝に。オンラインカジノというのは違法なものではありません、海外では一般的な娯楽になつておられますと。オンラインカジノは世界に千から二千もあつて、国や政府の発行する運営ライセンスを取得しています。日本にある裏カジノとは違いますよと。実際調べたら、海外のオンラインカジノの規制があつて、確かにそのブルーフという証明はもらつているみたいなんですよ。そして、オンラインカジノは安全かとあって、第三者機関による監督を受けていますよ。

ちやつていで、初めて裁判にしましたと。そして、初めての事案が不起訴になつてしまつたと。その不起訴にしたという弁護士の方がこの宣伝作つていて、書いているわけですよ。何かといふと、不起訴になるから安心してくださいといふことを書いています、ここに。

それ、事実、いかがですか、この記事については、法務省としての見解を教えてください。

○政府参考人（加藤俊治君） お答えを申し上げま

で、ここなんですね、ポイントは、日本国内で遊んでも問題ないんですかということが書いてあって、賭博を立証するには必要な共犯ないし対向犯を立証しなければならないという条件がありますと。つまり、胴元とプレーヤーを同時に摘発する必要があるということで、海外拠点にサークルがあるようなオンラインカジノは賭博法の適用対象外というのが法律家の見解として一般的に広がっていますと書いていますけど、その点、法務省、いかがですか。見解を教えてください。

○政府参考人(加藤俊治君) お答えを申し上げま

その点をおしゃったところがとんでもないお答え申し上げればよろしいのか、間違っていたら教えていただきたいのであります、犯罪の成否は基本的に個別の事案に即して具体的に判断されるべき事柄でござりますので、それにつきまして申し上げることは差し控えさせていただいてお

○藤末健三君 事前に資料を渡しているんで、もし今日お答えできなかつたらこれ配りますよ、次回。よろしくですか。

ある二〇一六年の事案があつて、家でネットを、オンラインカジノをやつっていましたという方を、立ち会いしてました。この方は「どうなつたか」と

か指名されましたが、その方はどうぞ大好きで申しますと、不起訴になりましたと。二〇一七年時点で、本時点においてオンラインカジノプレー ヤーが対象となった賭博被疑事件で不起訴となつたことは唯一です。ほんこで各代理店になつた

○委員長(長谷川岳君) まず加藤議員官
○政府参考人(加藤俊治君) 恐れ入ります。
どの記事を御指摘かと、この場で定かに特定できておりませんので、お答えの用意がございません。申し訳ございません。
○藤末健三君 じゃ、今、宣言しますよ。二日後にこれを配って議論しますから、ちゃんと考えておいてくださいね。
委員の皆さんも、ちょっと分かりましたか、この状況を。オンラインカジノというのが世界で四兆円、五兆円という規模になつていて。もう日本語で堂々と合法ですよと書いているわけです。

○委員長（長谷川岳君） 加藤審議官、前回から同じ質問をされておりますので、誠実にお答えをいただきたい、というふうに思います、もう一度。
○政府参考人（加藤俊治君） 承知いたしましたが、今御指摘のウエブ上に、そのウエブ上にどのような記事が出ていてどの記事を……（発言する者あり）

○委員長(長谷川岳君) まず加藤議員官
○政府参考人(加藤俊治君) 恐れ入ります。
どの記事を御指摘かということについて、済み
ません、この場で定かに特定できておりませんの
で、お答えの用意がございません。申し訳ござい
ません。

○藤末健三君 じゃ、今、宣言しますよ。一日後にこれを受け取って議論しますから、ちゃんと考えておこしてくださいね。

委員の皆さんも、ちょっと分かりましたか、この状況を。オンラインカジノというのが世界で四兆円、五兆円という規模になつていて。もう日本語で堂々と合法ですよと書いてあるわけです。

よ。じゃ、合法ですかといふと、法律的には純粹に解釈したら合法じゃないかもしね、分からないと。恐らくその規模はどんどんどんどん膨れ上がつてゐる。そして、何が問題かといふと、IR法ができる、日本で物理的なカジノができますよと。恐らく多くの方々がルールを理解し始めると思うんですよ。そして、ますますオンラインの方に流れていくと。そのときに全く規制がないといふ状況、本当に。誰が規制するのかといつたら、ちなみにIR本部がやればいいんじやないから、まつら行らんやつらまじせなげ、尾は

と思われる方がおられるかもしだれませんけれど、実は法的にIR本部は物理的なカジノしかできないようになつてゐるんですよ。じゃ、誰がオンラインの方のをやるんですかといつたら、警察庁はやりません、法務省はやりませんって、じゃ、誰がやるのという話になつているという状況でございまして、これを申し上げまして質問を終わらせてもらいます。次回はきちんとペーパーも出して御質問申し上げますので、是非お答えください。

両役所、お願ひします。
以上で終わります。

○渡辺喜美君　インハウントが増えることは大麥
結構なことであります。いいことすくめでもな
いんですね。お手元に今お配りをしておりますこ
のグラフは、短期滞在外国人、来日外国人の検挙
人員という数字でございます。

かつてはかなり高かつたのがかなり減ってまいりまして、ここ数年、傾向としては伸びつつあるということになりますが、この背景はどういうことなんでしょうかね。また、こういった外国人犯

罪への対応はどうなっているんでしようか。
○政府参考人(大賀眞一君)　観光客らを中心とする短期滞在につきましては、委員御指摘のとおり、十年前と比べてかなり総検挙人員を減らしてきているところですが、

近年になつて若干増加傾向ではございますけれども、こゝ最近五年間、平成二十五年で申しますと短期滞在の新規入国者数というのは九百一十万人でございましたが、これが昨年は二千四百万人、

へと約二・六倍ほど急増しているということでござりますが、それと比べまして短期滞在の総検挙人員は約千人、これが平成二十五年でございますが、それから千八百人、平成二十九年、への増加にとどまっているというところでございまして、警察といたしましては、関係機関と連携をしていろいろと取締りを講じてきているところでござります。

一〇一〇年になりますと、東京オリンピック・パラリンピックの競技大会の開催等もございまして、今後外国人の入国者数が更なる増加をすることが予想されますけれども、引き続き関係機関とも連携をして来日外国人犯罪対策に取り組んでまいりたいと、こう考えております。

○渡辺臺美君 インバウンド増加による副作用とでもいいましょうか、とにかくオリンピックを控えて組織犯罪とかテロとか、こういったことには万全を期さなければなりません。捜査というのは密行性の下に行われるのが普通であります、捜査情報の漏えいということが時たまあるんですね。これは一般論として、捜査情報の漏えいはどういう罪に当たりますか。

○政府参考人(加藤俊治君) お答えを申し上げます。

どういう罪に当たるかといった犯罪の成否につきましては、捜査機関により収集された証拠に基づき個別具体的に判断される事柄でございますので、お答えは差し控えます。

○渡辺臺美君 それが官僚答弁というやつで、非常に逃げのうまい答弁なんですね。いろんな犯罪類型がござりますけれども、例えば国家公務員法違反、秘密漏えい、こういう罪の類型もございます。

ついせんだって、先週であります、江田憲司衆議院議員がこんなツイートをしております。大阪地検の女性特捜部長のリーケークがどんどん出てくる。何千台分のトラックでごみを撤去したと言つてほしいと本省理財局の職員が森友学園に要請、ネタ元はメールらしいと。実際はこの話は本物

だつたわけですね。理財局長が昨日認めたとおりです。したがって、江田さんのこの指摘は、これでNHKのニュースですけれども、正しかつたということであります。

問題は大阪地検の女性特捜部長のリーケークがと言つているところであつて、報道によると大阪地検は否定をした、捜査情報を外部に漏らすことはありませんということを言つておるんですが、法務省はどういう見解ですか。

○政府参考人(加藤俊治君) お答えを申し上げます。

御指摘のツイッターの書き込みについては承知をしております。しかしながら、検察当局におきましては、従来から捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものでございまして、捜査情報を外部に漏らすということはあり得ないものと承知をしております。

○渡辺臺美君 明確に法務省も否定をされたといふことあります。

そうすると、江田さんの方がこれうそを言つているのかという話ですね。江田さんは、その後いろいろ話題になりましたして若干修正をしておられます。

次のツイートですが、大阪地検の件は、各報道機関も大阪地検特捜部の調べで分かったと報道しているとおりです。要は、女性特捜部長と名指しさをしてしまつた、それが言葉足らずだった、訂正しておわびいたしました。言葉が多過ぎたのでおわびをしますというのが正しいと思いますけれども、いざなは江田さんは否定はしていないわけです。内閣人事局なんかつづちやつたものだから役所が萎縮をして、今や反乱を起こしているなんていう説ですよ。

お手元に「FACTA」の四月号、お配りをしであるかと思います。これもよく聞かされる話なんですね。左側のページの下から一段目見ますと、法務・検察人事への介入に及んだ安倍政権に対しておわびをいたしました。言葉が多過ぎたのであります。同じ答えになるかもしれません、どうぞ。

○政府参考人(加藤俊治君) お答えを申し上げます。

まれたということについては承知をしておらないところでございますので、その点についてお答えすることはできません。

以上でございます。

○渡辺臺美君 前理財局長もこういう答弁すればよかつたんですね。逃げの答弁というのはこういう答弁で、官僚の見本みたいな答弁だと思います。

とにかく、昨日の決算委員会の質疑でも明らかになりましたように、もう驚くべきことが起きていました。もう驚くべきことが起きているんですね。いつだつたかも申し上げましたように、これはもういつか見た光景ですよ。もう次から次へと出でてくる。まず、二月には裁量労働制のアンケートですか、これがないと言つていたのが地下の倉庫から出てきました。次は、一年以上前に実は決裁文書改ざんしていました。最近では、ないと言つていた自衛隊の日報が続々と出てくる。いつか見た光景ですよ、これは、正直ね。

こういうことが一体何を意味するのか。よく最近、内閣人事局がといふ話をしようつちゅう聞かされます。内閣人事局なんかつづちやつたものだから役所が萎縮をして、今や反乱を起こしているなんていう説ですよ。

お手元に「FACTA」の四月号、お配りをし基づいて記載されているのかという点については、法務省として承知し得ないことでございませんので、記事の内容について見解を述べるべきではないというふうに考えております。

○渡辺臺美君 これが官僚の優等生答弁ってやつで、前理財局長ももうちょっと見習つてほしかったですね。

○委員長(長谷川岳君) 時間が来ておりますので、おまとめください。

○渡辺臺美君 はい。またあさつてやらさせていただきます。

ありがとうございます。

○渡辺臺美君 はい。またあさつてやらさせていただきます。

○委員長(長谷川岳君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○古賀之士君 民進党・新緑風会の古賀之士でございます。

国際観光旅客税法案に対し反対の立場から討論を行います。

反対する第一の理由は、政策形成過程が余りに

も拙速だからです。

本法律案は二十七年ぶりに付加税でない新税を創設するものです。そのような税を創設するのであれば、開かれた場でじっくりと議論を行い、国民の理解と納得を得ることが必要不可欠です。

しかし、さきの衆院選で与党の選挙公約にもなかつた国際観光旅客税が異例のスピードで検討され、本法律案の提出に至りました。その間、国民への説明が十分に行われたとは到底言えません。

森友学園をめぐる一連の問題で明らかになつた政府の隠蔽体質や国民を軽視する姿勢が今回の経緯にも如実に表れています。このような国民不在の一方的な政策形成は決して容認できません。

反対する第二の理由は、観光振興施策の財源として新たな特定財源をつくり出すことです。

特定財源が無駄遣いを招くおそれがあることは、道路特定財源の問題などを通じて証明されました。目的税である消費税を見ても、総理の意向によつて容易に使途が変更されたばかりです。国際観光旅客税についても、今後の政権の都合で幾らでも使途が拡大するおそれがあります。

もちろん、観光振興施策の必要性自体を否定するものではありませんが、その財源は既存の歳出を見直して確保すべきです。政府は、新税を充当する施策について、既存施策の財源の单なる穴埋めとするのではないかという考え方を示していくままで、このようないくべき意識は全く感じられません。国際観光旅客税は平年度の税収規模が四百三十億円とされており、九十七・七兆円に上る歳出の多く一部を削減すれば穴埋めができるのです。増税によつて手取り早く財源を確保する前に、無駄な歳出の見直しを行うことが先決であります。

反対する第三の理由は、受益と負担の関係に疑問が残る点です。

国際観光旅客税は海外へ渡航する日本人にも課税されますが、観光財源が正当化される施設から日本人が享受できるメリットは極めて限定的です。受益と負担の関係から負担者の納得が得られるこ

とという政府の方針に従うなら、観光施策によつて直接的な恩恵を受ける層に負担を求めるべきであり、取りやすいところから取ろうという安直な増税策には強く反対いたします。

財務省による公文書の改さんなど、我が国民主主義の根幹を揺るがす異常な事態を招いた現政権には、国民に新たな負担を求める資格はありません。

政権の都合による一方的かつ拙速な増税策には断固反対することを申し上げ、私の反対討論を終わります。

○太門実紀史君 反対の討論を行います。

国際旅客税は安倍政権の観光立国戦略に財源を提供するものです。日本の文化や歴史、自然などの魅力が広がり、外国人観光客が増えることは歓迎すべきです。ところが、安倍政権の観光戦略は、もうかる文化財の言葉に表れていくように、もうちの本位の観光ビジョンに傾いており、開発優先、規制緩和が中心で、文化財も保護よりもうけを優先する活用を推進し、文化的、歴史的価値を損ない、中長期的に見れば観光資源を失うおそれさえあります。

また、政府は、この新税がカジノを含むIRの整備に使われる可能性も否定しませんでした。世論調査では、カジノ解禁反対という国民の声が六割、七割に達しています。それは、賭博が刑法で禁じられた犯罪であり、ギャンブル依存症を蔓延させるからです。賭博場建設を含むこのような観光戦略に資するための新税は必要ありません。

なお、出国時に課税するやり方は、国際連帯税の方式として長年にわたり検討されてきました。国際連帯税は、その財源を温暖化や飢餓、感染症など地球規模の課題の対策に充てようというもので、超党派の国会議員と市民団体の間で議論が重ねられてきました。今回の新税は、その課税方式だけこそくにも借用し、国際連帯税の崇高な目的をないがしろにし、導入を妨害するもので

○委員長(長谷川岳君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

国際観光旅客税法案に賛成の方の挙手を願います。

ごぞいませんか。

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議を決意いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を終了いたしました。

○委員長(長谷川岳君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきも

のと決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十三分散会

八一號)

第一〇七二号 平成三十年三月二十三日受理

不公平税制を正し、富裕層・大企業に応分の負担をさせ、国の責任で社会保障財源を増やすことに

関する請願

請願者 東京都大田区 佐藤みゆき 外千

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。

第一〇七三号 平成三十年三月二十三日受理

不公平税制を正し、富裕層・大企業に応分の負担をさせ、国の責任で社会保障財源を増やすことに

関する請願

請願者 東京都大田区 早川仁 外千七百

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。

第一〇七四号 平成三十年三月二十三日受理

不公平税制を正し、富裕層・大企業に応分の負担をさせ、国の責任で社会保障財源を増やすことに

関する請願

請願者 東京都大田区 中井尚志 外千七

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。

第一〇七五号 平成三十年三月二十三日受理

不公平税制を正し、富裕層・大企業に応分の負担をさせ、国の責任で社会保障財源を増やすことに

関する請願

請願者 東京都大田区 久保井賢治 外千

紹介議員 紙智子君

この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。

第一〇七六号 平成三十年三月二十三日受理

不公平税制を正し、富裕層・大企業に応分の負担をさせ、国の責任で社会保障財源を増やすことに

関する請願

請願者 東京都大田区 久保井賢治 外千

紹介議員 紙智子君

この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。

第一〇七七号 平成三十年三月二十三日受理

不公平税制を正し、富裕層・大企業に応分の負担をさせ、国の責任で社会保障財源を増やすことに

関する請願

請願者 東京都大田区 久保井賢治 外千

紹介議員 紙智子君

この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。

第一〇七八号 平成三十年三月二十三日受理

不公平税制を正し、富裕層・大企業に応分の負担をさせ、国の責任で社会保障財源を増やすことに

関する請願

請願者 東京都大田区 久保井賢治 外千

紹介議員 紙智子君

この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。

不公平税制を正し、富裕層・大企業に応分の負担をさせ、国の責任で社会保障財源を増やすことに関する請願	請願者 東京都小金井市 清水謙一 外千 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。
第一〇七七号 平成三十年三月二十三日受理 不公平税制を正し、富裕層・大企業に応分の負担をさせ、国の責任で社会保障財源を増やすことに関する請願	請願者 東京都東村山市 渡辺睦 外千 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。
第一〇七八号 平成三十年三月二十三日受理 不公平税制を正し、富裕層・大企業に応分の負担をさせ、国の責任で社会保障財源を増やすことに関する請願	請願者 東京都国分寺市 星清志 外千 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。
第一〇九号 平成三十年三月二十三日受理 不公平税制を正し、富裕層・大企業に応分の負担をさせ、国の責任で社会保障財源を増やすことに関する請願	請願者 東京都星野区 星野 外千 紹介議員 百二十一名 この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。
第一〇八〇号 平成三十年三月二十三日受理 不公平税制を正し、富裕層・大企業に応分の負担をさせ、国の責任で社会保障財源を増やすことに関する請願	請願者 東京都小平市 根釜政勝 外千 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。
第一〇八一号 平成三十年三月二十三日受理 不公平税制を正し、富裕層・大企業に応分の負担をさせ、国の責任で社会保障財源を増やすことに関する請願	請願者 東京都江戸川区 中村公子 外千 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。
第一〇八四号 平成三十年三月二十三日受理 不公平税制を正し、富裕層・大企業に応分の負担をさせ、国の責任で社会保障財源を増やすことに関する請願	請願者 東京都大田区 松坂和夫 外千 紹介議員 仁比 聰平君 この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。
第一一二三号 平成三十年三月二十七日受理 消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願	請願者 札幌市 高坂昌暉 外九十六名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第三九号と同じである。
第一一一五号 平成三十年三月二十六日受理 消費税一〇%への引上げをきつぱり中止することに関する請願	請願者 札幌市 高坂昌暉 外九十六名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一八号と同じである。
第一一二四号 平成三十年三月二十六日受理 不公平税制を正し、富裕層・大企業に応分の負担をさせ、国の責任で社会保障財源を増やすことに関する請願	請願者 札幌市 片桐幹二 外二名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。
第一一二五号 平成三十年三月二十六日受理 消費税一〇%への引上げをきつぱり中止することに関する請願	請願者 札幌市 高坂昌暉 外九十六名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。
第一一二六号 平成三十年三月二十七日受理 消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願	請願者 山形県鶴岡市 佐藤めぐみ 外百 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。
第一一二七号 平成三十年三月二十八日受理 消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願	請願者 北海道根室市 加藤正男 外百 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

平成三十年五月一日印刷

平成三十年五月一日發行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F